

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 8 月27日

【中間会計期間】 2010年度中（自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年 6 月30日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）  
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー  
オズワルド J. グリューベル  
（Oswald J. Gr übel, Group Chief Executive Officer）  
エグゼクティブ・ディレクター ジャン - ピエール・マセイ  
（Jean-Pierre Mathey, Executive Director）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45  
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001, Z ü rich, Switzerland）  
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット 1  
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051, Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋 元 勉

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 佐 藤 寿 彦  
弁護士 藤 原 慎 也

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル  
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」、「当行」又は「UBS」とは、ユービーエス・エイ・ジーを、また「スイス」又は「スイス連邦」とは、スイス連邦共和国を指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、平成22年7月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買取相場の仲値（1スイス・フラン = 83.40円及び1米ドル = 86.70円）により行われている。
- (注3) 本書の中で、金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

平成22年5月31日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

### 第2 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) UBSグループ(連結ベース)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

	2010年 6月30日	2009年 6月30日	2008年 6月30日	2009年 12月31日	2008年 12月31日
営業収益合計	18,195 (15,175)	10,740 (8,957)	-50 (-42)	22,601 (18,849)	796 (664)
営業費用合計	12,772 (10,652)	13,621 (11,360)	15,957 (13,308)	25,162 (20,985)	28,555 (23,815)
継続事業からの税引前営業利益	5,424 (4,524)	-2,881 (-2,403)	-16,008 (-13,351)	-2,561 (-2,136)	-27,758 (-23,150)
UBS株主に帰属する当期純利益	4,207 (3,509)	-3,376 (-2,816)	-12,012 (-10,018)	-2,736 (-2,282)	-21,292 (-17,758)
資産合計(注1)	1,458,223 (1,216,158)	1,599,873 (1,334,294)	2,077,635 (1,732,748)	1,340,538 (1,118,009)	2,014,815 (1,680,356)
UBS株主に帰属する持分(注1)	46,017 (38,378)	33,545 (27,977)	44,283 (36,932)	41,013 (34,205)	32,531 (27,131)
利益剰余金	15,959 (13,310)	11,111 (9,267)	22,230 (18,540)	11,751 (9,800)	14,487 (12,082)
資本金	383 (319)	323 (269)	293 (244)	356 (297)	293 (244)
希薄化後1株当たり利益 (スイス・フラン(円))(注2)	1.10 (92)	-0.96 (-80)	-4.98 (-415)	-0.75 (-63)	-7.63 (-636)
BIS Tier 1(%) (注1)	16.4	13.2	11.6	15.4	11.0
BIS規制自己資本比率(%) (注1)	20.4	17.7	15.7	19.8	15.0
リスク加重平均資産(注1)	204,848 (170,843)	247,976 (206,812)	323,177 (269,530)	206,525 (172,242)	302,273 (252,096)
営業活動による 正味キャッシュ・フロー	36,502 (30,443)	6,953 (5,799)	-6,741 (-5,622)	54,497 (45,450)	77,007 (64,224)
投資活動による 正味キャッシュ・フロー	-6,393 (-5,332)	171 (143)	-982 (-819)	-20,563 (-17,150)	-1,676 (-1,398)

財務活動による 正味キャッシュ・フロー	7,951 (6,631)	-23,803 (-19,852)	22,588 (18,838)	-54,183 (-45,189)	-5,557 (-4,635)
現金及び現金同等物の期末残高	197,697 (164,879)	168,504 (140,532)	140,475 (117,156)	164,973 (137,587)	179,693 (149,864)
従業員数(人)(正社員相当)(注 1)	63,876	71,806	81,452	65,233	77,783

(注1) 2008年以前の数値は、パーゼルに基づいている。

(注2) 2009年6月30日及び2010年6月30日に終了する期間については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記8参照。

## (2) UBS AG (親銀行)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

	2010年 6月30日	2009年 6月30日	2008年 6月30日	2009年 12月31日	2008年 12月31日
営業利益	- (-)	- (-)	- (-)	-1,763 (-1,470)	-6,880 (-5,738)
特別項目及び 税引前利益	- (-)	- (-)	- (-)	-5,600 (-4,670)	-36,852 (-30,735)
当期純利益(損失)	- (-)	- (-)	- (-)	-5,041 (-4,204)	-36,489 (-30,432)
営業収益	- (-)	- (-)	- (-)	11,759 (9,807)	5,648 (4,710)
資産合計	- (-)	- (-)	- (-)	847,543 (706,851)	1,189,356 (991,923)
株主持分合計 (利益分配前)	- (-)	- (-)	- (-)	28,569 (23,827)	29,706 (24,775)
資本金	- (-)	- (-)	- (-)	356 (297)	293 (244)

(注) UBSの情報は、中間報告書において公表されていない。

## 2【事業の内容】

平成22年5月31日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 3 事業の内容」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

## 3【関係会社の状況】

平成22年5月31日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

## 4【従業員の状況】

従業員数(2010年6月30日現在の正社員相当)

(人)

ウェルス・マネジメント&スイス・バンク

27,341

ウェルス・マネジメント・アメリカズ	16,341
グローバル・アセット・マネジメント	3,454
インベストメント・バンク	16,552
資金活動とその他コーポレート項目	188
UBSグループ	63,876

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

#### ウェルス・マネジメント&スイス・バンク

##### ウェルス・マネジメント

営業収益の1%減及び営業費用の増加により、第2四半期の税引前利益は前四半期の6億9,600万スイス・フランから5%減の6億5,800万スイス・フランとなった。

#### 業績：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

##### 営業収益

営業収益合計は、前四半期の19億400万スイス・フランに対し、第2四半期は18億9,100万スイス・フランであった。

経常収益は、ロンバード貸出残高の増加及び資金運用収益の初めての算入による増加が、ユーロの対スイス・フラン相場が急激に下落した影響で一部相殺された結果、前四半期の13億8,400万スイス・フランから1%増加して、第2四半期は13億9,900万スイス・フランとなった。非経常収益は、前四半期の5億1,800万スイス・フランを下回る4億9,300万スイス・フランであった。

2010年第2四半期以降、資金運用関連収益のうち30%はリテール&コーポレート部門からウェルス・マネジメント部門に振り替えられており、これは2010年第2四半期の利息及びトレーディング収益に2,400万スイス・フランの影響を与えた。過去の四半期において同じ手法を適用していたと仮定すると、この影響額は約2,000万スイス・フランとなっていたはずである。

2010年第1四半期には100万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を計上したのに対し、2010年第2四半期には正味貸倒引当金繰入額100万スイス・フランを計上した。

##### 営業費用

営業費用は、人件費の増加により、前四半期の12億800万スイス・フランから2%増の12億3,200万スイス・フランとなった。

人件費は、主に2010年4月の英国の銀行賞与特別税に関する費用1,500万スイス・フラン及び2010年3月に実施した年次昇給により、前四半期から2%増の7億9,700万スイス・フランとなった。

一般管理費は、前四半期とほぼ変わらない2億7,600万スイス・フランであった。他の事業部門からの正味費用請求額は、700万スイス・フラン増の1億1,300万スイス・フランであった。

減価償却費は100万スイス・フランの微減で4,200万スイス・フラン、無形資産償却費は300万スイス・フラン増加して500万スイス・フランとなった。

#### 投資資産の動向：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

##### 純新規資金

純新規資金流出額は、前四半期の80億スイス・フランからさらに減少して52億スイス・フランとなった。アジア太平洋地域では超富裕層顧客から、またヨーロッパの一定の地域において純流入が続いた。全体的には、

ヨーロッパにおける純新規資金はわずかにマイナスとなっているが、純流出は再び前四半期に比べて減少した。

国際ウェルス・マネジメント部門の純新規資金流出額は、前四半期の68億スイス・フランからほぼ半減して、第2四半期は39億スイス・フランとなった。スイスのウェルス・マネジメント部門からの流出総額は、第1四半期の12億スイス・フランに対し、第2四半期は13億スイス・フランであった。

#### 投資資産

2010年6月30日現在の投資資産は、2010年3月31日現在から410億スイス・フラン減少して、7,860億スイス・フランとなった。これは、株式市場の下落や、第2四半期にユーロの対スイス・フラン相場が7%下落したこと、及び純新規資金流出によるものであった。

#### 投資資産の粗利益率

ウェルス・マネジメント部門の投資資産の粗利益率は前四半期から2ベース・ポイント上昇して95ベース・ポイントとなった。これは、主に市場の下落の影響により2%減少した平均投資資産ベースから、安定した収益が上がったためである。粗利益率の計算では、不動産ファンドに関する評価調整額は除外している。経常収益の利益幅は前四半期から2ベース・ポイント拡大して69ベース・ポイントとなった。非経常収益の利益幅は26ベース・ポイントで変化がなかった。

#### 従業員：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

ウェルス・マネジメント部門の従業員数は、2010年3月31日現在の15,365名に対し、2010年6月30日現在では15,352名であった。

顧客アドバイザーの数は、2009年度に開始された人員削減及び2010年度の自主退職の結果、前四半期から26名(1%)減少して4,112名となった。

#### 業績：2010年上半年と2009年上半年の比較

税引前利益は、2009年上半年の11億7,700万スイス・フランを15%上回る13億5,400万スイス・フランであった。この増益は、2009年上半年に計上した事業再編費用及び人員削減を反映して営業費用が8%減少したことによるものである。

営業収益合計は、2009年上半年の38億2,600万スイス・フランから若干減少して37億9,500万スイス・フランとなった。

重要な新規の信用事象が発生しなかったため、2010年上半年には正味貸倒引当金繰入額は計上されなかった。これに対し、2009年上半年には2,400万スイス・フランの正味貸倒引当金繰入額を計上した。

営業費用は、2009年度に開始したコスト削減策の結果、8%減少した。人件費は、2009年上半年における事業再編費用の計上及び人員の9%削減を反映して、11%減の15億7,800万スイス・フランとなった。人件費以外の費用は8億7,800万スイス・フランから2%減少して8億6,200万スイス・フランとなった。

2010年第1四半期以降の事業部門へのコーポレート・センター費用の追加配分の詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記1参照。

#### リテール&コーポレート

第2四半期の税引前利益は、前四半期の4億6,500万スイス・フランから2%増の4億7,300万スイス・フランとなった。収益の増加は費用の増加により一部相殺された。

#### 業績：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

##### 営業収益

営業収益合計は、前四半期の9億7,800万スイス・フランからわずかに増加して9億9,500万スイス・フランとなった。

受取利息は、第2四半期中に資金運用関連受取利息が増加したため、前四半期の6億400万スイス・フランから6億900万スイス・フランまで増加した。利息以外の収益は、主に信用関連報酬の増加が委託手数料及び販売手数料の減少により一部相殺された結果、前四半期の3億7,200万スイス・フランから3億9,300万スイス・フランまで増加した。

2010年第2四半期以降、資金運用関連収益のうち30%はリテール&コーポレート部門からウェルス・マネジメント部門に振り替えられており、これは2010年第2四半期の利息及びトレーディング収益に2,400万スイス・フランの影響を与えた。過去の四半期において同じ手法を適用していたと仮定すると、この影響額は約2,000万スイス・フランとなっていたはずである。

前四半期には200万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を計上したのに対し、2010年第2四半期には貸倒引当金繰入額は増加したが、非常に低い水準に留まり、700万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上した。

#### 営業費用

営業費用は、前四半期の5億1,200万スイス・フランから2%増の5億2,200万スイス・フランとなった。

人件費は、自主退職者の後任の配置が限定的に行われたため、前四半期から500万スイス・フラン減少して4億400万スイス・フランとなった。これは2010年3月に実施した年次昇給により一部相殺された。

一般管理費は、前四半期から1,100万スイス・フラン増の2億700万スイス・フランであった。

他の事業部門への正味費用請求額は、前四半期から500万スイス・フラン減の1億2,500万スイス・フランであった。

#### 投資資産の動向：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

##### 純新規資金

純流出額は、前四半期の2億スイス・フランに対し、第2四半期は3億スイス・フランであった。

##### 投資資産

2010年6月30日現在の投資資産は、2010年3月31日現在から50億スイス・フラン減少して、1,310億スイス・フランとなった。これは、株式市場価値の下落と、ユーロの対スイス・フラン相場が第2四半期に7%下落したことを反映したものであった。

#### 従業員：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

リテール&コーポレート部門の2010年6月30日現在の従業員数は11,989名であり、2010年3月31日現在の12,187名から198名減少した。これは、自主退職者の後任の配置が限定的に行われたことが一因であった。

#### 業績：2010年上半期と2009年上半期の比較

2010年上半期の税引前利益は、営業費用の10%減が主な要因で、2009年上半期の8億3,200万スイス・フランから13%増の9億3,800万スイス・フランとなった。営業費用の減少は、主として、2009年上半期に計上した事業再編費用、人員の減少、及び他の事業部門への正味費用請求額の増加によるものであった。

営業収益合計は、2009年上半期の19億8,000万スイス・フランとほとんど変わらない19億7,300万スイス・フランであった。

重大な新規の信用事象が発生しなかったため、貸倒引当金繰入額は、2009年上半期の1億1,500万スイス・フランに対し、2010年上半期は500万スイス・フランであった。

営業費用は、2009年度に開始したコスト削減策の結果、10%減少した。人件費は、2009年上半期に計上した事業再編費用及び人員の4%削減を反映して、12%減の8億1,300万スイス・フランとなった。人件費以外の費用は、2009年上半期の2億1,900万スイス・フランとほとんど変わらない2億2,100万スイス・フランであった。

2010年第1四半期以降の事業部門へのコーポレート・センター費用の追加配分の詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記1参照。

## ウェルス・マネジメント・アメリカズ

2010年第1四半期には1,500万スイス・フランの税引前利益を計上したのに対し、2010年第2四半期の税引前損益はマイナス6,700万スイス・フランであった。第2四半期の業績には1億4,600万スイス・フランの事業再編費用が含まれていた。事業再編費用を除くと、主に収益の増加により収益性は向上した。

### 業績：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

#### 営業収益

営業収益合計は、前四半期から9%（1億2,300万スイス・フラン）増の14億8,500万スイス・フランであった。

経常収益は、マネージド・アカウントの手数料の増加及び自己勘定取引以外のミューチュアル・ファンド手数料の増加により、12%増加した。資産ベースの経常的手数料収入は、前四半期末の資産水準に基づいて請求が行われたため、市場の低迷にもかかわらず増加した。UBSバンクUSAの投資ポートフォリオに関する収益の増加により、正味受取利息も増加した。経常収益が営業収益合計に占める割合は、前四半期の62%から63%まで上昇した。非経常収益は、取引収益の増加及びシカゴ・オプション取引所（CBOE）の株式会社化に関する利益700万スイス・フランにより、5%増加した。

#### 営業費用

営業費用合計は、前四半期の13億4,700万スイス・フランから15%増の15億5,200万スイス・フランであった。第2四半期の営業費用には、不動産の評価減及び人員削減に関連する事業再編費用1億4,600万スイス・フランが含まれていた。これに対し、第1四半期には人員削減に関連する事業再編費用2,100万スイス・フランが含まれていた。

人件費は、前四半期の10億6,900万スイス・フランから5%増の11億2,300万スイス・フランであった。上記の事業再編費用のうち人員削減に関連する計上額は、第1四半期の2,100万スイス・フランに対し、第2四半期は1,900万スイス・フランであった。ファイナンシャル・アドバイザーの報酬は、収益が増加した結果、7%増加した。ファイナンシャル・アドバイザーの採用関連費用の償却費は7%増加したが、為替換算の影響を除外すれば3%増加していたであろう。ファイナンシャル・アドバイザーの採用に関連する前払報酬の残高は、第2四半期末現在、35億7,800万スイス・フランであった。第1四半期には前年度の過剰計上に関連する貸記が含まれていたため、第2四半期はインセンティブ報酬が増加し、これが要因でその他の人件費は2%増加した。この増加は、コスト削減策に伴う給与及び給付費用の減少により、一部相殺された。人件費以外の費用は4億2,900万スイス・フランで、前四半期から54%増加したが、これは不動産関連の再編費用1億2,700万スイス・フランの算入（一般管理費及び減価償却費に影響を与えた。）が主な要因である。さらに、訴訟費用引当金も増加した。

### 投資資産の動向：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

#### 純新規資金

純新規資金流出額は、前四半期の72億スイス・フランに対し、第2四半期は26億スイス・フランであった。

ウェルス・マネジメントUS事業の純新規資金流出額は、前四半期の64億スイス・フランに対し、第2四半期は29億スイス・フランであった。ファイナンシャル・アドバイザーの確保に取り組んだ結果、ファイナンシャル・アドバイザーの自然減に関連する流出が減少した。一方で、1年超UBSで勤務しているファイナンシャル・アドバイザーによる純新規資金流入額は前四半期に比べてわずかに減少したが、2四半期連続でプラスを維持した。

利息及び配当収入を算入すると、ウェルス・マネジメントUS事業の純新規資金は、前四半期は21億スイス・フランの流出であったのに対し、第2四半期は17億スイス・フランの流入となった。利息及び配当収入の算入ベースで純流入となったのは2009年第1四半期以降、これが初めてとなる。ウェルス・マネジメントUS事業のみの利息及び配当を算入すると、第2四半期におけるウェルス・マネジメント・アメリカズの純新規資金流入額は20億スイス・フランであった。

#### 投資資産

2010年6月30日現在の投資資産は、主として市場動向の悪化により、前四半期末を3%(210億スイス・フラン)下回る6,930億スイス・フランとなった。米ドル建てでは、投資資産は6%減少した。

#### 投資資産の粗利益率

投資資産の粗利益率は、前四半期から6ベース・ポイント上昇して84ベース・ポイントとなった。これは、収益が9%増加した一方で平均投資資産が実質的に変わらなかったためである。経常収益の利益幅は前四半期から5ベース・ポイント上昇して53ベース・ポイントとなった。この上昇は、経常収益の相当部分が投資資産(前四半期比で増加)に基づいていることから、経常収益が12%増加したことに対応するものである。非経常収益の利益幅は、取引収益の増加及びシカゴ・オプション取引所(CBOE)の株式会社化に関する上述の利益により、前四半期から1ベース・ポイント上昇して31ベース・ポイントとなった。

#### 従業員：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

ウェルス・マネジメント・アメリカズの2010年6月30日現在の従業員数は、2010年3月31日現在から326名(2%)減の16,341名であった。ファイナンシャル・アドバイザーの数は、自主退職者の数がファイナンシャル・アドバイザーの新規採用数によって完全には相殺されなかったため、前四半期末から107名(2%)減少して6,760名となった。ファイナンシャル・アドバイザー以外の従業員数は、主に事業再編に関連する人員削減の結果、前四半期末から2%(219名)減の9,581名となった。

#### 業績：2010年上半期と2009年上半期の比較

ウェルス・マネジメント・アメリカズは、2009年上半期には2億5,600万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、2010年上半期は5,200万スイス・フランの税引前損失を計上した。2010年上半期の数値には事業再編費用1億6,700万スイス・フランが含まれていた。一方で、2009年上半期の数値には事業再編費用1億5,200万スイス・フラン及びUBSパクチュアルの売却に関連するのれんの減損損失純額1,900万スイス・フランが含まれていた。事業再編費用及びのれんの減損損失純額を除けば、税引前損益は、8,500万スイス・フランの損失から1億1,500万スイス・フランの利益まで改善されていた。

営業収益は、平均投資資産の5%増に対応して経常収益が10%増加したことが主な要因となり、3%増の28億4,700万スイス・フランとなった。非経常収益は、地方債のトレーディング収益の減少が手数料収入の増加によって一部相殺された結果、8%の減少となった。

営業費用は4%減少して28億9,900万スイス・フランとなった。人件費は4%減少の21億9,200万スイス・フランであった。2009年上半期の人件費には人員削減に関連する事業再編費用7,100万スイス・フランが含まれていたのに対し、2010年上半期の人件費には同費用4,000万スイス・フランが含まれていた。人件費以外の費用は6%減少して7億700万スイス・フランとなった。2010年上半期の人件費以外の費用には、不動産の評価減に関連する事業再編費用1億2,700万スイス・フランが含まれていた。2009年上半期の人件費以外の費用には、主に不動産の評価減に関連する事業再編費用8,100万スイス・フランと、上述したのれんの減損損失純額1,900万スイス・フランが含まれていた。これらの費用を除けば、コスト削減策を反映して一般管理費が減少したことが主な要因で、人件費以外の費用は11%減少していた。この減少は、訴訟費用引当金及びコーポレート・センターから事業部門への費用の振替えによって、一部相殺された。

2010年第1四半期以降の事業部門へのコーポレート・センター費用の追加配分の詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記1参照。

#### ウェルス・マネジメント・アメリカズ - 戦略の更新

2010年第2四半期に、ウェルス・マネジメント・アメリカズは徹底的な戦略の更新を行った。これは先般2009年のインベスター・デーにおいて発表した、10億スイス・フランの税引前利益を上げるという同部門の目標をサポートするものである。当社は、収益の構築、ファイナンシャル・アドバイザーの雇用定着率の改善、及びコスト基盤の整備を目的とする多数の主要な取組みの概要を示した。コスト構造の再構築計画の第二段階は第2四半期に開始され、主に不動産ポートフォリオの削減に関連して、1億4,600万スイス・フランの費用が計上された。当社は、富裕層・超富裕層顧客に重点的に取り組むファイナンシャル・アドバイザーの採用、育成及び雇用定着に全力を傾けている。当社は、最も魅力的で収益性の高いウェルス・マネジメント市場

及び当社で最大かつ最も実績の高い支店に対して、集中的に投資して行く予定である。

## グローバル・アセット・マネジメント

グローバル・アセット・マネジメントの税引前利益は、2009年第1四半期の1億3,700万スイス・フランに対し、2010年第2四半期は1億1,700万スイス・フランであった。これは、オルタナティブ投資及びクオンツ運用における実績報酬の減少と、前年度報酬の償却額の増加が主な要因であった。

### **業績：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較**

#### 営業収益

営業収益合計は、前四半期と同じ5億2,200万スイス・フランであった。取引手数料の増加と世界中の不動産への共同投資による利益は、オルタナティブ投資及びクオンツ運用において実績報酬が大きく減少したことにより、ほとんど相殺された。

#### 営業費用

営業費用合計は、前四半期の3億8,500万スイス・フランに対し、第2四半期は4億500万スイス・フランであった。人件費は前四半期の2億7,900万スイス・フランに対し、2億9,700万スイス・フランであった。この増加は、前年に関連する報酬の償却による費用の増加が、当年度に関する変動報酬の減少を相殺し、これを上回ったことが主な要因であった。一般管理費は、IT費用及び建物費用の増加とコーポレート・センターからの費用配分の増加が相まって、前四半期の9,400万スイス・フランに対し、9,900万スイス・フランとなった。

### **投資資産の動向：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較**

#### 純新規資金

2010年第1四半期は26億スイス・フランの純流出額を計上したのに対し、第2四半期は34億スイス・フランの純新規資金流入となった。

第三者からの純流入109億スイス・フランは、UBSウェルス・マネジメント部門の顧客からの純流出額75億スイス・フランによって一部相殺された。

マネー・マーケットにおける流出入を除くと、2010年第1四半期には16億スイス・フランの純流出を計上したのに対し、第2四半期は62億スイス・フランの純新規資金流入額を計上した。

#### 投資資産

投資資産は、2010年3月31日現在の5,900億スイス・フランから210億スイス・フラン減少して、2010年6月30日現在は5,690億スイス・フランであった。この減少は、市場動向の悪化と為替差損が純新規資金流入により一部相殺された結果である。

#### 投資資産の粗利益率

投資資産の粗利益率合計値は36ベース・ポイントで、前四半期と変わらなかった。

### **事業分野別業績：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較**

#### 従来型運用業務

収益は、前四半期の3億2,500万スイス・フランに対し、第2四半期は3億3,100万スイス・フランであった。粗利益率は前四半期と同じ26ベース・ポイントであった。

純新規資金は、前四半期には10億スイス・フランの流出を計上したのに対し、45億スイス・フランの流入となった。マネー・マーケットにおける流出入を除くと、前四半期には純新規資金は0計上だったのに対し、第2四半期は73億スイス・フランを計上した。株式運用業務は、前四半期には11億スイス・フランの流出を計上したが、第2四半期には主にグローバル・パッシブ・マンドートと米国グロース・マンドートに対し、50億スイス・フランの流入となった。債券運用業務は、前四半期には44億スイス・フランの流入を計上したのに対し、第2四半期には主に新興市場債及び韓国債券に対し、24億スイス・フランの流入となった。マルチ・ア

セット業務は、前四半期は32億スイス・フランの流出であったのに対し、第2四半期の流入額は0であった。

投資資産は、2010年3月31日現在の5,130億スイス・フランに対し、2010年6月30日現在は4,940億スイス・フランであった。これは主に市場動向の悪化と為替差損が純新規資金流入により一部相殺された結果である。

#### オルタナティブ投資及びクオンツ運用

収益は、不安定な市況の中で実績報酬による収入がかなり減少したことを反映して、前四半期の9,200万スイス・フランから、6,400万スイス・フランまで減少した。粗利益率は前四半期の94ベース・ポイントに対し、第2四半期は69ベース・ポイントであった。

純新規資金流出額は、前四半期には24億スイス・フランであったのに対し、主にマルチ・マネジャー商品からの流出により、第2四半期は12億スイス・フランまで減少した。投資資産は、2010年3月31日現在の380億スイス・フランに対し、2010年6月30日現在は360億スイス・フランであった。これは主に市場動向の悪化と純新規資金流出が、為替の影響により一部相殺された結果である。

#### グローバル不動産投資

収益は、前四半期の4,800万スイス・フランに対し、第2四半期は共同投資からの利益と取引手数料の増加により、7,000万スイス・フランとなった。粗利益率は前四半期の50ベース・ポイントに対し、第2四半期は74ベース・ポイントであった。

純新規資金流入額は、前四半期の7億スイス・フランに対し、第2四半期は1億スイス・フランであった。投資資産は380億スイス・フランで変わりがなかった。市場動向の好転と純新規資金流入は、為替差損によって相殺された。

#### インフラ投資

収益は、前四半期の300万スイス・フランに対し、第2四半期は400万スイス・フランであった。

純新規資金流入額は、前四半期の1億スイス・フランに対し、0計上であった。投資資産は前四半期と変わらない10億スイス・フランであった。

#### ファンド・サービス

収益は、前四半期の5,300万スイス・フランに対し、第2四半期は5,400万スイス・フランであった。管理資産の粗利益率は前四半期と同じ5ベース・ポイントであった。

新規純管理資産流出額は、前四半期の5億スイス・フランに対し、第2四半期は40億スイス・フランであった。これはUBSファンドからの65億スイス・フランの流出が、第三者ファンドへの25億スイス・フランの流入によって一部相殺された結果である。管理資産合計額は、前四半期の4,130億スイス・フランに対し、3,990億スイス・フランであった。これは市場動向の悪化、新規純投資資産の流出、及び為替の影響によるものである。

#### 従業員：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

2010年6月30日現在の従業員数は3,454名で、主に従来型運用業務における減少により、2010年3月31日現在の3,521名から2%減少した。

#### 業績：2010年上半期と2009年上半期の比較

税引前利益は、2009年上半期の2,400万スイス・フランに対し、2億5,400万スイス・フランであった。これは2009年上半期にはUBSパクチュアルの売却に関連するのれんの減損損失純額1億9,100万スイス・フランが含まれていたことを反映している。この費用を除けば、2010年上半期の税引前利益は2009年上半期から3,900万スイス・フラン増加していたはずである。営業収益合計は、2009年上半期の10億3,300万スイス・フランに対し、10億4,300万スイス・フランであった。共同投資に関する損失の減少と不動産取引手数料の増加が、実績報酬の減少とUBSパクチュアル売却後の収益の喪失を相殺し、これを上回った。従来型運用業務の収益は2009年上半期と同じ6億5,600万スイス・フランであった。これは、正味管理手数料の増加とオペレーショナル・ロスの減少が、UBSパクチュアル売却後の収益の減少によって相殺された結果である。オルタナティブ投資及びクオンツ運用の収益は、2009年上半期は1億8,200万スイス・フランであったが、実績報酬の減少により、2010年上半期は1億5,600万スイス・フランとなった。グローバル不動産投資の収益は、2009年上半期の8,700

万スイス・フランに対し、2010年上半期は1億1,800万スイス・フランであった。これは主に、共同投資に関する損失の減少と取引手数料の増加によるものである。インフラ投資の収益は、2009年上半期の600万スイス・フランに対し、2010年上半期は700万スイス・フランであった。ファンド・サービスの収益は、2009年上半期の1億200万スイス・フランに対し、2010年上半期は1億700万スイス・フランであった。

営業費用合計は、2009年上半期の10億900万スイス・フランに対し、2010年上半期は7億8,900万スイス・フランであった。上述した2009年上半期ののれんの減損損失を除けば、営業費用は2,900万スイス・フラン減少していた。これはコスト削減策による利益がコーポレート・センターからの費用の追加配分により一部相殺された結果である。

2010年第1四半期以降の事業部門へのコーポレート・センター費用の追加配分の詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記1参照。

## インベストメント・バンク

2010年第2四半期の税引前利益は、2010年第1四半期の11億9,000万スイス・フランに対し、13億1,400万スイス・フランであった。前四半期には自己クレジットに関する損失を計上したのに対し、第2四半期は自己クレジットに関して多額の利益を計上し、これが特にフィクスト・インカム・カレンシー・コモディティ部門（以下「FICC部門」という。）における営業収益の減少を相殺し、これを上回った。

### **業績：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較**

#### 営業収益

営業収益合計は、前四半期の38億8,900万スイス・フランに対し、第2四半期は41億100万スイス・フランであった。公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジットからの利益と株式部門の増収は、FICC部門と投資銀行部門の減収により一部相殺された。

#### 貸倒引当金繰入額 / 戻入額

前四半期には1億1,200万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を計上したのに対し、第2四半期は3,900万スイス・フランの正味貸倒引当金繰入額を計上した。これは主として、学生ローン・オークション・レート証券の貸倒引当金が、一定の旧来のレバレッジド・ファイナンス・ポジションにおける回復により一部相殺された結果である。

#### 自己クレジット

公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジットからの利益は、5億9,500万スイス・フランであった。前四半期には自己クレジットからの損失2億4,700万スイス・フランを計上した。第2四半期における利益の計上は、主に同四半期における当行の信用スプレッドの拡大によるものである。

自己クレジットの詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記11b)参照。

#### 事業分野別営業収益

##### 投資銀行部門

第2四半期の収益合計額は、前四半期の6億400万スイス・フランから21%減の4億7,800万スイス・フランであった。

アドバイザリー業務収益は1億5,300万スイス・フランで、2件の大きな取引の完了に伴う手数料収入が含まれていた前四半期から26%減少した。

資本市場業務収益は前四半期から16%減の4億スイス・フランであった。これは市場の不安定さから取引量が減少し、株式資本市場業務の収益が21%、債券資本市場業務が9%減少したためである。

その他の手数料収入及びリスク管理収益は、前四半期のマイナス7,800万スイス・フランに対し、第2四半期はマイナス7,500万スイス・フランであった。

##### 証券事業

市況の悪化がFICC部門の業務に影響を与えたため、証券事業の収益は、前四半期の34億2,000万スイス・フランから10%減の30億6,800万スイス・フランとなった。

#### 株式部門

株式部門の収益は、前四半期の12億5,500万スイス・フランから9%増加して、13億6,500万スイス・フランとなった。

現物株式業務の収益は4億8,200万スイス・フランで、不安定な市場にもかかわらず手数料収入が変わらなかったため、第1四半期と同水準であった。

デリバティブ及び株式連動収益は、前四半期の4億9,100万スイス・フランに対し、第2四半期は4億9,700万スイス・フランであった。デリバティブ業務収益は、トレーディング条件の不安定さや流動性の低下にもかかわらず、効果的なリスク管理が一因となって増加した。株式連動収益は、厳しい環境と起債活動の欠如により減少した。

プライム・ブローカレッジ業務と上場デリバティブ業務からなるプライム・サービス業務の収益は、前四半期の2億3,100万スイス・フランから、第2四半期には2億9,600万スイス・フランまで増加した。プライム・ブローカレッジ業務収益が増加したのは、証券金融業務の四半期業績が好調だったためである。上場デリバティブ業務収益が増加したのは、取扱量の増加に伴って手数料収入が増加したことが主な要因である。

自己勘定取引業務を含むその他の株式業務収益は、前四半期の4,900万スイス・フランに対し、第2四半期は8,900万スイス・フランであった。株式業務収益には、シカゴ・オプション取引所(CBOE)の株式会社化に関する利益6,100万スイス・フラン(このうち4,700万スイス・フランはその他の株式業務収益として認識された。)が含まれていた。

#### フィクスト・インカム・カレンシー・コモディティ(FICC)部門

FICC部門の収益は、ユーロ圏における危機と経済問題への懸念の高まりに誘発されて世界の市況が悪化したため、前四半期の21億6,500万スイス・フランに対し、第2四半期は17億300万スイス・フランとなった。

クレジット業務の収益は、第1四半期の7億4,400万スイス・フランから、4億6,400万スイス・フランまで減少した。全体的にリスクの解消と流動性の低下が進み、すべての地域におけるフロー・トレーディングの減少につながった。これは特に、ハイイールド債市場での金利改定が進んで流動性と取引量が打撃を受けた米国において顕著であった。ストラクチャード・クレジット業務は、収益こそ前四半期を下回ったものの、顧客のニーズに基づいた多数の再編取引を実行して堅調な業績を上げた。

マクロ業務の収益は、前四半期の9億2,200万スイス・フランに対し、第2四半期は6億6,400万スイス・フランであった。市場の激しい乱高下による利益は外国為替業務の収益を押し上げたが、顧客の活動の低下と市場における一般的なリスク解消に伴う金利取引業務収益及びストラクチャード業務収益の低下がこの増加分を相殺し、さらに上回った。

新興市場業務の収益は、前四半期の2億4,100万スイス・フランから、第2四半期は7,300万スイス・フランまで減少した。すべての地域、特に政府債務の影響とEUの対応に関する進行中の懸念が不安定さとリスク回避の増大を招いたヨーロッパが悪影響を受けた。

その他のFICC部門収益は、前四半期の2億5,800万スイス・フランに対し、第2四半期は5億200万スイス・フランであった。第2四半期の収益には、当行のクレジット・デフォルト・スワップのスプレッド拡大に伴うデリバティブ・ポートフォリオの負債評価調整に関する利益3億スイス・フランが含まれている。残存リスク・ポジションも、一部のオークション・レート証券を売却したことが一因で、第2四半期中の収益を2億スイス・フラン押し上げた。

#### 営業費用

第2四半期の営業費用合計は、前四半期の26億9,900万スイス・フランに対し、第2四半期は27億8,800万スイス・フランであった。

人件費は前四半期の19億9,300万スイス・フランに対し、20億スイス・フランであった。2010年第2四半期の人件費には、英国の銀行賞与特別税に対する費用請求額2億2,800万スイス・フランが含まれている。これは報酬費用のその他の削減と、事業再編費用引当金の戻入2,500万スイス・フランによって一部相殺された。

一般管理費は、ほとんどの費用区分にわたって増加し、15%増の6億9,100万スイス・フランとなった。

#### 従業員：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

インベストメント・バンク部門の従業員数は、2010年3月31日現在の16,373名から、2010年6月30日現在では1%増の16,552名となった。

## 業績：2010年上半期と2009年上半期の比較

税引前利益は、2009年上半期のマイナス50億800万スイス・フランに対し、2010年上半期はプラス25億400万スイス・フランであった。この変化は、2009年上半期に残存リスク・ポジションに関する損失を計上したことが主な要因である。営業収益合計は、2009年上半期のマイナス1億2,900万スイス・フランに対し、2010年上半期は79億9,000万スイス・フランであった。この要因は、2009年上半期には貸倒引当金繰入額及び自己クレジットからの損失を計上したのに対し、2010年上半期にはFICC部門の増収、正味貸倒引当金戻入額、及び公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジットからの利益を計上したことである。営業費用合計は、主に人件費の増加により、2009年上半期の48億7,900万スイス・フランから12%増加して、2010年上半期には54億8,700万スイス・フランとなった。2010年上半期の営業費用には、業績に伴って増加した変動報酬と、コーポレート・センターからの追加の費用配分が含まれていた。2009年上半期の営業費用には、UBSパクチュアルの売却に関連するのれんの減損損失純額4億2,100万スイス・フランが含まれていた。

2010年第1四半期以降の事業部門へのコーポレート・センター費用の追加配分の詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記1参照。

### 2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

### 3【対処すべき課題】

平成22年5月31日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

### 4【事業等のリスク】

当該半期中に、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はなかった。平成22年5月31日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

### 5【経営上の重要な契約等】

事業の多角的性質により該当事項なし。

### 6【研究開発活動】

該当事項なし。

### 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

## UBSグループの業績

UBS株主に帰属する当期純利益は、2010年第1四半期の22億200万スイス・フランに対し、2010年第2四半期は20億500万スイス・フランであった。前四半期の自己クレジットが損失であったのに対し、第2四半期の自己クレジットは大幅な利益をあげたが、主にインベストメント・バンクのフィクスト・インカム・カレンシー・コモディティ（FICC）業務での営業収入の減少によりその一部が相殺された。

## 営業収益：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

営業収益合計は、前四半期の90億1,000万スイス・フランから第2四半期には91億8,500万スイス・フランに増加した。

受取利息純額及びトレーディング収益純額については、変動に関してより充実した説明を行うために、関連

事業活動毎に以下の分析がなされている。

詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記3参照。

#### トレーディング業務からの純収益

トレーディング業務からの純収益は、前四半期の27億スイス・フランから増加して第2四半期には30億800万スイス・フランとなった。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジットは、2010年第1四半期には2億4,700万スイス・フランの損失であったが、第2四半期中の信用スプレッドの拡大を主因として、第2四半期には5億9,500万スイス・フランの利益となった。

フィクスト・インカム・カレンシー・コモディティ（FICC）業務でのトレーディング収益の減少は、株式デリバティブ取引収益及びプライム・ブローカレッジの増加を上回った。第1四半期におけるクレジット業務、新興市場及び金利取引の収益は、リスクの増加を顧客が回避したこと、その結果として生じた活動レベルの低下により大幅に減少した。

自己クレジットの詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記11b)参照。

#### マージン業務からの純収益

マージン業務からの純収益は、前四半期の11億1,900万スイス・フランから第2四半期には11億6,600万スイス・フランとなったが、これは主に、ウェルス・マネジメント&スイス・バンクでの資金運用関連受取利息の増加と、ウェルス・マネジメント・アメリカズでの投資ポートフォリオ収益の増加が原因であった。かかる増加は、当行のウェルス・マネジメント部門で継続しているマージンへの圧力により、一部が相殺された。

#### 資金業務及びその他の業務からの純収益

資金業務及びその他の業務からの純収益は、前四半期の3億6,700万スイス・フランに対し、第2四半期は3億6,900万スイス・フランであった。

2010年第2四半期には、SNBスタブファンド株式を取得する当行オプションの再評価にかかる6,800万スイス・フランの利益が含まれていたが、2010年第1四半期は2億3,100万スイス・フランの利益であった。かかる減少は、資金業務からの利益により相殺された。

SNBスタブファンド株式を取得する当行オプションの評価に関する詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記11b)参照。

#### 貸倒引当金繰入額 / 戻入額

当行は、2010年第1四半期に1億1,600万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を計上したが、2010年第2四半期には4,800万スイス・フランの正味貸倒引当金繰入額を計上した。

インベストメント・バンクは、2010年第1四半期に1億1,200万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を計上したが、2010年第2四半期には3,900万スイス・フランの正味貸倒引当金繰入額を計上した。これは主に、学生ローン・オークション・レート証券の貸倒によるものであるが、一定の旧来のレパレッジド・ファイナンス・ポジションにおける回復により一部相殺された。

ウェルス・マネジメント&スイス・バンクは、前四半期に300万スイス・フランの正味貸倒引当金戻入額を計上したが、2010年第2四半期には800万スイス・フランの正味貸倒引当金繰入額を計上した。

#### 受取手数料純額

受取手数料純額は、前四半期の43億7,200万スイス・フランに対して、第2四半期は43億6,600万スイス・フランであった。

- 引受手数料は、15%減少して4億200万スイス・フランとなった。株式及び債券の引受報酬は、市場全体の低迷により減少した。
- M&A及び企業金融業務の手数料は1億6,300万スイス・フランであり、第1四半期から20%減少した。これには、2件の重要な取引の完了による手数料収入が含まれていた。
- 委託手数料（純額）は、インベストメント・バンクの株式部門及びウェルス・マネジメント・アメリカズでの取引高の増加を主因として7%増加し、10億7,500万スイス・フランとなった。

- 投資信託手数料は10億1,200万スイス・フランであり、前四半期から横ばいであった。
  - ポートフォリオ運用手数料及び顧問手数料は、ウェルス・マネジメント・アメリカズのマネージド・アカウントの手数料が、グローバル・アセット・マネジメントのオルタナティブ投資及びクオンツ運用における実績報酬の減少により一部は相殺されたが増加したため、1%増加して15億3,800万スイス・フランとなった。
  - その他の支払手数料は2億5,100万スイス・フランであり、前四半期から実質上変動しなかった。
- 詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記4参照。

#### その他の収益

その他の収益は、前四半期の3億3,700万スイス・フランに対し、第2四半期は3億2,400万スイス・フランであった。2010年第2四半期には、貸出金及び債権の売却益1億7,800万スイス・フラン（オークション・レート証券の売却及び発行者による償還、並びに株式会社化によりシカゴ・オプション取引所の持分から得た6,900万スイス・フランの利益を含む。）が含まれていた。

2010年第1四半期には、投資物件である関連会社所有のニューヨークのオフィス・スペースの売却益1億8,000万スイス・フラン、再分類された金融資産の処分益、及びウェルス・マネジメント&スイス・バンクが保有する不動産ファンドに関する評価調整額マイナス2,800万スイス・フランが含まれていた。

詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記5参照。

#### 営業費用：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

##### 人件費

人件費は、前四半期の45億2,100万スイス・フランに対し、第2四半期は46億4,500万スイス・フランであった。かかる増加は主に、2010年第2四半期に計上した英国の銀行賞与特別税に関する費用2億4,200万スイス・フランによるものであり、変動報酬の見越計上の減少により一部相殺された。

詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記6参照。

##### 一般管理費

第2四半期の一般管理費は、第1四半期の14億1,900万スイス・フランに対し、16億3,800万スイス・フランとなった。かかる増加は、ウェルス・マネジメント・アメリカズの不動産関連の再編費用9,000万スイス・フランと、ほとんどの費用区分にわたる増加によるものであった。

詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記7参照。

##### 減価償却費及び償却費

第2四半期の有形固定資産減価償却費は2億5,700万スイス・フランとなり、米国での上記不動産再編に関する3,700万スイス・フランの減損を主因として、2,300万スイス・フラン増加した。第2四半期の無形資産償却費は、前四半期の2,700万スイス・フランに対し、3,100万スイス・フランとなった。

#### 税金費用：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

当行は、2010年第2四半期の損益計算書において3億1,100万スイス・フランの税金費用を計上した。これには、スイスにおける税務上の欠損金（これについては既に繰延税金資産が計上されている。）を第2四半期の利益から補填したことによる繰延税金費用4億6,400万スイス・フランと、その他の地域における税金費用8,900万スイス・フランが含まれる。かかる税金費用の一部は、前年度の税務上の欠損金に関する繰延税金資産の増加分1億8,700万スイス・フラン、及び外国の税務当局と合意した税務上の欠損金に関する税金ベネフィット5,500万スイス・フランにより相殺された。

当行は、2010年第1四半期の損益計算書において6億300万スイス・フランの税金費用を計上したが、これは主に、スイスにおける税務上の欠損金（これについては既に繰延税金資産が計上されている。）を第1四半期

の利益から補填したことによる繰延税金費用 5 億6,500万スイス・フランに関するものであった。

## 少数株主に帰属する当期純利益：2010年第 2 四半期と2010年第 1 四半期の比較

少数株主に帰属する当期純利益には、2010年第 2 四半期における 2 億9,600万スイス・フランの優先証券に対する配当債務の計上が含まれる。

## 投資資産の動向：2010年第 2 四半期と2010年第 1 四半期の比較

### 純新規資金

#### ウェルス・マネジメント

純新規資金流出額は、前四半期の80億スイス・フランからさらに減少して52億スイス・フランとなった。アジア太平洋地域では超富裕層顧客から、またヨーロッパの一定の地域において純流入が続いた。全体的には、ヨーロッパにおける純新規資金はわずかにマイナスとなっているが、純流出は再び前四半期に比べて減少した。

国際ウェルス・マネジメント部門の純新規資金流出額は、前四半期の68億スイス・フランからほぼ半減して、第 2 四半期は39億スイス・フランとなった。スイスのウェルス・マネジメント部門からの流出総額は、第 1 四半期の12億スイス・フランに対し、第 2 四半期は13億スイス・フランであった。

#### リテール&コーポレート

純流出額は、前四半期の 2 億スイス・フランに対し、第 2 四半期は 3 億スイス・フランであった。

#### ウェルス・マネジメント・アメリカズ

純新規資金の流出は、前四半期の72億スイス・フランに対し、第 2 四半期は26億スイス・フランであった。

ウェルス・マネジメントUS事業の純新規資金流出額は、前四半期の64億スイス・フランに対し、第 2 四半期は29億スイス・フランであった。ファイナンシャル・アドバイザーの確保に取り組んだ結果、ファイナンシャル・アドバイザーの自然減に関連する流出が減少した。一方で、1年超UBSで勤務しているファイナンシャル・アドバイザーによる純新規資金流入額は前四半期に比べてわずかに減少したが、2 四半期連続でプラスを維持した。米国の市場慣行に従ったウェルス・マネジメントUSに対する利息及び配当を算入すると、ウェルス・マネジメントUS及びウェルス・マネジメント・アメリカズの純新規資金は第 2 四半期においてプラスとなった。

#### グローバル・アセット・マネジメント

当行は、前四半期の26億スイス・フランの純流出額に対して、第 2 四半期には34億スイス・フランのプラスの純新規資金を計上した。

第三者からの純流入109億スイス・フランは、当行のウェルス・マネジメント部門の顧客からの純流出額75億スイス・フランによって一部相殺された。

マネー・マーケットにおける流出入を除くと、2010年第 1 四半期には16億スイス・フランの純流出を計上したのに対し、第 2 四半期は62億スイス・フランの純新規資金流入額を計上した。

### 投資資産

投資資産は、2010年 3 月31日現在で 2 兆2,670億スイス・フランであったのに対し、2010年 6 月30日現在では 2 兆1,800億スイス・フランであった。かかる減少は、市場動向の悪化が主因であった。

## 業績：2010年上半期と2009年上半期の比較

2010年上半期の株主に帰属する当期純利益は42億700万スイス・フランであり、2009年上半期は株主に帰属する当期純損失33億7,600万スイス・フランであった。これは主に、トレーディング収益の回復と、貸倒引当金繰入額から貸倒引当金戻入額となったことが原因であった。営業費用は、2009年上半期の136億2,100万スイス・フランから減少して、127億7,200万スイス・フランとなった。2009年上半期の営業費用には、11億2,300万ス

イス・フランののれんの減損損失が含まれていた。

## 従業員：2010年第2四半期と2010年第1四半期の比較

2010年3月31日現在のUBSの従業員数は64,293名であったのに対し、2010年6月30日現在では63,876名であった。

## 貸借対照表

第2四半期末現在、当行の貸借対照表は1兆4,580億スイス・フランであり、2010年第1四半期から1,020億スイス・フラン増加した。第2四半期における貸借対照表の資産の増加は、再調達価額のプラスの増加が主因であった。当行のファンド・アセット（プラスの再調達価額を除く。）は、流動資産（現金及び中央銀行での預金残高）の保有量の増加により160億スイス・フラン増加した。

## 資産

### 商品分類別

再調達価額は、市場の変動により再調達価額が20%（850億スイス・フラン）増加したため、貸借対照表の貸方及び借方の両方でほぼ同額の増加となった。融資の増加は、現金及び中央銀行での預金として保有する流動資産が220億スイス・フラン増加したことに起因していた。担保付トレーディング資産は、当行の投資ポートフォリオの構成を売却可能債務商品から変更したことを一因として、また、一つには増加したトレーディング負債持ち高をカバーすることを目的として、110億スイス・フラン増加して1,990億スイス・フランとなった。かかる増加は、最終償還されるトレーディング資産の減少、及び既発行の株式連動債に関するエクイティ証券の市場評価の低下により幾分か相殺された。さらに、上記の債務商品からの構成変更により、売却可能金融投資が減少した。

本項目の貸借対照表の状況は、第2四半期末のものである。四半期内の貸借対照表の状況はこれと異なっている可能性がある。

### 部門別

当行の総資産の増加のほとんどはインベストメント・バンクによるものであり、当該部門における880億スイス・フランの貸借対照表の増加（これにより1兆780億スイス・フランとなった。）の大部分が上記の再調達価額のプラスの変動によるものであった。リテール&コーポレート部門の貸借対照表は、中央銀行への現金預金の増加を主因として240億スイス・フラン増加し、1,880億スイス・フランとなった。ウェルス・マネジメント部門の貸借対照表の資産（990億スイス・フラン）、ウェルス・マネジメント・アメリカズの貸借対照表の資産（540億スイス・フラン）、資金活動とその他コーポレート項目の貸借対照表の資産（230億スイス・フラン）、及びグローバル・アセット・マネジメントの貸借対照表の資産（170億スイス・フラン）については、すべて比較的変動がなかった。

## 負債

ファンド・アセットは130億スイス・フラン増加したが、これは主に追加で行われた無担保の資金調達によるものであった。当行のトレーディング負債持ち高が30億スイス・フラン増加したことで、より多くのカバーが必要となり、担保トレーディング勘定の増加をまねいた。無担保借入による当行の銀行間資金調達が増加したが、これは主にデリバティブ商品の変動証拠金によるものであった。また、当行は短期金融商品を増発しており、当行顧客の預金はプライム・ブローカレッジ業務で主に増加した。公正価値での測定を指定された金融負債の減少は、最終償還と株式連動債の市場評価の低下が原因であった。当行の担保付資金調達は、760億スイス・フランであり比較的変動が少なかった。

## 資本

UBS株主に帰属する持分は32億スイス・フラン増加したが、これは四半期の利益20億スイス・フラン、持分で計上された利益7億スイス・フラン（為替換算の影響を含む。）、及び資本剰余金にかかる株式報酬制度のプラスの影響5億スイス・フランによるものであった。

詳細については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「所有者持分変動計算書」参照。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

平成22年5月31日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

## 第5 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

UBSの普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。普通株式は、全株主に直接かつ平等の所有権を与える証券であるグローバル・レジスタード・シェアの形式で発行される。グローバル・レジスタード・シェアは、異なる証券取引所において異なる通貨間で取引される同一の証券と、転換によらずに全世界的に取引及び譲渡することができる。例えば、ニューヨーク証券取引所（NYSE）で購入した同一の証券は、スイス証券取引所（SIX Swiss Exchange）においても売却することができ、またその反対の取引も可能である。

#### (1) 【株式の総数等】（2010年6月30日現在）

##### 【株式の総数】

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
記名式 4,460,787,404	記名式 3,830,805,268	記名式 629,982,136

(注1) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額（2010年6月30日現在 / 財務諸表に基づく）

	額面価額 スイス・フラン	株式数	資本金 スイス・フラン	(百万円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,830,805,268	383,080,526.80	(31,949)

##### 【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場証券取引所名(注1)	内容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・フラン)	普通株式	3,830,805,268	スイス証券取引所 ニューヨーク証券取引所	-

(注1) UBS株式は、2010年4月16日に東京証券取引所から上場廃止した。

#### (2) 【発行済株式総数及び資本金の状況】（2010年6月30日現在）

##### 株式資本

(単位：スイス・フラン(百万円))

年月日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘要
2010年1月1日 ~6月30日	272,651,005	3,830,763,758	27,265,100.50 (2,274)	383,076,375.80 (31,949)	転換社債の転換

同上	41,510	3,830,805,268	4,151.00 (0.35)	383,080,526.80 (31,949)	従業員オプションの 行使
2010年6月30日	-	3,830,805,268	-	383,080,526.80 (31,949)	

(注1) 当該半期中の条件付資本における従業員への新株引受権行使による株式発行

年 月	(株式分割による変更後) 発行株式数(株)	増/減資額(スイス・フラン)
2010年1月	1,869	186.90
2010年2月	4,146	414.60
2010年3月	26,096	2,609.60
2010年4月	5,370	537.00
2010年5月	2,001	200
2010年6月	2,028	202.80
合計	41,510	4,151.00

### (3) 【大株主の状況】

スイス証券取引所法に基づき、UBSは、総議決権の3%、5%、10%、15%、20%、25%、33 1/3%、50%又は66 2/3%に達して、それを超えて又はそれを下回って保有することとはならない株主の氏名を開示する義務を負わない。

2010年6月30日現在、発行済全株式の11.63%を保有する受託者/ノミニーとして、ロンドンのチェース・ノミニーズ・リミテッドが登録されている。米国証券決済機関であるニューヨークのDTC(Cede & Co.)は、発行済全株式の8.42%を保有する者として登録されている。

## 2 【株価の推移】

次の表は、各期間における当行の東京証券取引所、スイス証券取引所及びニューヨーク証券取引所における高値及び安値を示している。なお、当行株式のニューヨーク証券取引所上場は2000年5月16日である。東京証券取引所には1998年6月30日に上場し、2010年4月16日に上場廃止した。

### 【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

東京証券取引所(データソース:ブルームバーグ、2010年4月16日上場廃止)

(単位:円)

月別	2010年1月	2010年2月	2010年3月	2010年4月	2010年5月	2010年6月
最高	1,476	1,250	1,478	1,626	-	-
最低	1,229	1,129	1,195	1,491	-	-

スイス証券取引所(データソース:ブルームバーグ)

(単位:スイス・フラン(円))

月別	2010年1月	2010年2月	2010年3月	2010年4月	2010年5月	2010年6月
最高	17.21 (1,435)	14.81 (1,235)	17.14 (1,429)	18.48 (1,541)	17.04 (1,421)	16.01 (1,335)

最低	14.03 (1,170)	13.40 (1,118)	14.98 (1,249)	16.65 (1,389)	14.98 (1,249)	14.40 (1,201)
----	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

ニューヨーク証券取引所（データソース：ブルームバーグ）

（単位：米ドル(円)）

月別	2010年1月	2010年2月	2010年3月	2010年4月	2010年5月	2010年6月
最高	16.80 (1,457)	13.86 (1,202)	16.28 (1,411)	17.68 (1,533)	15.64 (1,356)	14.36 (1,245)
最低	13.01 (1,128)	12.73 (1,104)	13.87 (1,203)	15.32 (1,328)	12.92 (1,120)	12.39 (1,074)

### 3【役員の状況】（提出日現在）

2009年度有価証券報告書の提出日（平成22年5月31日）後、本半期報告書の提出日までに役員に異動はなかった。

## 第6【経理の状況】

a. 本書記載のユービーエス・エイ・ジー（UBS AG、以下「UBS」という。）及び子会社（以下併せて「当グループ」という。）の邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成され、スイス連邦において公表された原文の2010年6月30日に終了した中間会計期間の財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、以下に掲げる（ ）及び（ ）の事項を反映したものである。当グループの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。

（ ）原文の中間財務書類には、2009年12月31日に終了した事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、並びに2009年6月30日現在の連結貸借対照表は含まれていない。日本における半期報告書の様式に準拠するため、邦文の中間財務書類にはこれらの原文の財務書類の翻訳が含まれている。同様の理由で、本書記載の邦文の中間財務書類には、原文の中間財務書類に記載されている2010年及び2009年6月30日並びに2010年3月31日終了四半期の連結損益計算書及び連結包括利益計算書、2010年3月31日現在の連結貸借対照表の翻訳は含まれていない。

（ ）邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中のスイス・フラン表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2010年7月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1スイス・フラン＝83.40円の為替レートが使用されている。

なお、中間財務諸表等規則に基づき、日本とIFRSとの会計処理の原則及び手続並びに表示方法の主要な相違については、第6の「3 日本とIFRSの会計原則及び会計慣行の相違」に記載されている。

円換算額及び第6の「2 その他」及び「3 日本とIFRSの会計原則及び会計慣行の相違」の事項は原文の中間財務書類には記載されていない。

b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】

損益計算書

	2010年6月30日に 終了した6ヶ月間		2009年6月30日に 終了した6ヶ月間		2009年12月31日に 終了した1年間	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
<b>継続事業</b>						
受取利息	9,661	8,057	13,680	11,409	23,461	19,566
支払利息	(6,751)	(5,630)	(10,638)	(8,872)	(17,016)	(14,191)
受取利息純額	2,911	2,428	3,042	2,537	6,446	5,376
貸倒引当金(繰入額)/戻入額	68	57	(1,523)	(1,270)	(1,832)	(1,528)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	2,979	2,484	1,519	1,267	4,614	3,848
受取報酬及び手数料純額	8,738	7,287	8,744	7,292	17,712	14,772
トレーディング収益純額	5,818	4,852	(410)	(342)	(324)	(270)
その他の収益	660	550	887	740	599	500
営業収益合計	18,195	15,175	10,740	8,957	22,601	18,849
人件費	9,166	7,644	8,542	7,124	16,543	13,797
一般管理費	3,057	2,550	3,334	2,781	6,248	5,211
有形固定資産減価償却費	491	409	537	448	1,048	874
のれんの減損	0	0	1,123	937	1,123	937
無形資産償却費	58	48	84	70	200	167
営業費用合計	12,772	10,652	13,621	11,360	25,162	20,985
継続事業からの税引前営業利益	5,424	4,524	(2,881)	(2,403)	(2,561)	(2,136)
税金費用	914	762	86	72	(443)	(369)
継続事業からの純利益	4,509	3,761	(2,967)	(2,474)	(2,118)	(1,766)
<b>非継続事業</b>						
非継続事業からの税引前利益	2	2	17	14	(7)	(6)
税金費用	0	0	0	0	0	0
非継続事業からの純利益	2	2	17	14	(7)	(6)
純利益	4,511	3,762	(2,949)	(2,459)	(2,125)	(1,772)
少数株主に帰属する純利益	304	254	427	356	610	509
継続事業	303	253	418	349	600	500
非継続事業	1	1	9	8	10	8
UBS株主に帰属する純利益	4,207	3,509	(3,376)	(2,816)	(2,736)	(2,282)
継続事業	4,207	3,509	(3,385)	(2,823)	(2,719)	(2,268)
非継続事業	1	1	8	7	(17)	(14)
<b>1株当たり利益 (単位:スイス・フラン)</b>						
基本的1株当たり利益	1.11	92.57	(0.96)	(80.06)	(0.75)	(62.55)
継続事業	1.11	92.57	(0.96)	(80.06)	(0.74)	(61.72)
非継続事業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
希薄化後1株当たり利益	1.10	91.74	(0.96)	(80.06)	(0.75)	(62.55)
継続事業	1.10	91.74	(0.96)	(80.06)	(0.74)	(61.72)
非継続事業	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

包括利益計算書

	2010年6月30日に 終了した6ヶ月間		2009年6月30日に 終了した6ヶ月間		2009年12月31日に 終了した1年間	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円

純利益	4,511	3,762	(2,949)	(2,459)	(2,125)	(1,772)
その他の包括利益						
為替換算調整						
為替換算調整の変動、税効果前	8	7	834	696	(35)	(29)
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	20	17	(332)	(277)	(259)	(216)
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(8)	(7)	13	11	22	18
為替換算調整の変動、税効果後小計	20	17	515	430	(272)	(227)
売却可能金融投資						
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	61	51	172	143	157	131
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	50	42	59	49	70	58
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(162)	(135)	(138)	(115)	(147)	(123)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	76	63	0	0	1	1
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	(21)	(18)	(26)	(22)	(54)	(45)
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果後小計	4	3	67	56	27	23
キャッシュ・フロー・ヘッジ						
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	1,707	1,424	(63)	(53)	78	65
資本から損益計算書に振り替えられた未実現(利得) / 損失純額	(657)	(548)	(208)	(173)	(756)	(631)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する税効果	(214)	(178)	166	138	257	214
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動、小計	836	697	(105)	(88)	(421)	(351)
その他の包括利益合計	860	717	477	398	(667)	(556)
包括利益合計	5,371	4,479	(2,472)	(2,062)	(2,792)	(2,329)
少数株主に帰属する包括利益合計	21	18	689	575	484	404
UBS株主に帰属する包括利益合計	5,350	4,462	(3,161)	(2,636)	(3,276)	(2,732)

## 貸借対照表

	2010年 6月30日現在		2009年 6月30日現在		2009年 12月31日現在	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
資産						
現金及び中央銀行預け金	62,624	52,228	37,668	31,415	20,899	17,430
銀行預け金	47,822	39,884	49,882	41,602	46,574	38,843
借入有価証券に係る担保金	71,371	59,523	99,546	83,021	63,507	52,965
リバース・レボ契約	127,331	106,194	203,366	169,607	116,689	97,319
トレーディング・ポートフォリオ資産	171,495	143,027	231,694	193,233	188,037	156,823
担保差入トレーディング・ポートフォリオ資産	52,647	43,908	53,910	44,961	44,221	36,880
再調達価額 借方	504,210	420,511	542,541	452,479	421,694	351,693
公正価値での測定を指定された金融資産	10,047	8,379	12,073	10,069	10,223	8,526
貸出金	298,968	249,339	315,837	263,408	306,828	255,895
売却可能金融投資	71,718	59,813	5,429	4,528	81,757	68,185
未収収益及び前払費用	5,999	5,003	6,455	5,383	5,816	4,851

関連会社投資	898	749	877	731	870	726
有形固定資産	5,899	4,920	6,560	5,471	6,212	5,181
のれん及び無形資産	11,202	9,342	11,602	9,676	11,008	9,181
繰延税金資産	8,103	6,758	8,764	7,309	8,868	7,396
売却目的保有処分グループの資産			5,723	4,773		
その他の資産	7,890	6,580	7,946	6,627	7,336	6,118
<b>資産合計</b>	<b>1,458,223</b>	<b>1,216,158</b>	<b>1,599,873</b>	<b>1,334,294</b>	<b>1,340,538</b>	<b>1,118,009</b>
<b>負債</b>						
銀行預り金	82,262	68,607	108,746	90,694	65,166	54,348
貸付有価証券に係る担保金	10,759	8,973	10,868	9,064	7,995	6,668
レボ契約	65,727	54,816	97,916	81,662	64,175	53,522
トレーディング・ポートフォリオ負債	56,269	46,928	52,833	44,063	47,469	39,589
再調達価額 貸方	497,069	414,556	523,589	436,673	409,943	341,892
公正価値での測定を指定された金融負債	104,679	87,302	104,841	87,437	112,653	93,953
顧客預り金	413,859	345,158	437,765	365,096	410,475	342,336
未払費用及び繰延収益	7,082	5,906	8,475	7,068	8,689	7,247
社債	138,041	115,126	170,552	142,240	131,352	109,548
売却目的保有処分グループに関連する負債			3,431	2,861		
その他の負債	29,132	24,296	39,302	32,778	33,986	28,344
<b>負債合計</b>	<b>1,404,879</b>	<b>1,171,669</b>	<b>1,558,317</b>	<b>1,299,636</b>	<b>1,291,905</b>	<b>1,077,449</b>
<b>資本</b>						
資本金	383	319	323	269	356	297
資本剰余金	34,067	28,412	27,549	22,976	34,786	29,012
資本に直接認識された純利益 税効果後	(3,731)	(3,112)	(4,120)	(3,436)	(4,875)	(4,066)
段階取得による再評価準備金 税効果後	38	32	38	32	38	32
利益剰余金	15,959	13,310	11,111	9,267	11,751	9,800
買戻し義務付自己株式	(53)	(44)	(56)	(47)	(2)	(2)
自己株式	(646)	(539)	(1,299)	(1,083)	(1,040)	(867)
UBS株主に帰属する持分	46,017	38,378	33,545	27,977	41,013	34,205
少数株主に帰属する持分	7,327	6,111	8,011	6,681	7,620	6,355
<b>資本合計</b>	<b>53,344</b>	<b>44,489</b>	<b>41,556</b>	<b>34,658</b>	<b>48,633</b>	<b>40,560</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>1,458,223</b>	<b>1,216,158</b>	<b>1,599,873</b>	<b>1,334,294</b>	<b>1,340,538</b>	<b>1,118,009</b>

[次へ](#)

所有者持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益剰余金	為替換算 調整	売却可能 金融投資	キャッシュ ・フロー・ ヘッジ	段階取得に よる再評価 準備金	UBS株主に 帰属する 持分合計	少数株主 持分	資本合計
2008年12月31日現在残高	293	25,250	(3,156)	(46)	14,487	(6,309)	347	1,627	38	32,531	8,002	40,533
株式発行	30									30		30
自己株式の取得			(407)							(407)		(407)
自己株式の売却			2,264							2,264		2,264
自己株式及び自己持分のデリバティブ契約 に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		(1,162)								(1,162)		(1,162)
株式発行及びワラント行使に係る剰余金		3,776								3,776		3,776
従業員株式制度及び株式オプション制度		(279)								(279)		(279)
繰延株式報酬に伴う税務上の便益		1								1		1
株式発行に関連する取引費用、税効果後		(37)								(37)		(37)
配当金 <sup>1</sup>										0	(666)	(666)
買戻し義務付自己株式 変動				(10)						(10)		(10)
優先証券										0	(7)	(7)
新規連結及びその他の増加										0	1	1
連結除外及びその他の減少										0	(9)	(9)
資本に認識された当期間の包括利益合計					(3,376)	359	(39)	(105)		(3,161)	689	(2,472)
2009年6月30日現在残高	323	27,549	(1,299)	(56)	11,111	(5,950)	308	1,522	38	33,545	8,011	41,556
2009年12月31日現在残高	356	34,786	(1,040)	(2)	11,751	(6,445)	364	1,206	38	41,013	7,620	48,633
株式発行	27									27		27
自己株式の取得			(1,367)							(1,367)		(1,367)
自己株式の売却			1,761							1,761		1,761
自己株式及び自己持分のデリバティブ契約 に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		(143)								(143)		(143)
株式発行及びワラント行使に係る剰余金		(27)								(27)		(27)
従業員株式制度及び株式オプション制度		(430)								(430)		(430)
繰延株式報酬に伴う税務上の便益		(6)								(6)		(6)
株式発行に関連する取引費用、税効果後		(113)								(113)		(113)
配当金 <sup>1</sup>										0	(307)	(307)
買戻し義務付自己株式 変動				(51)						(51)		(51)
優先証券										0	(7)	(7)
新規連結及びその他の増加										0	5	5
連結除外及びその他の減少										0	(5)	(5)

資本に認識された当期間の包括利益合計					4,207	294	13	836		5,350	21	5,371
2010年6月30日現在	383	34,067	(646)	(53)	15,959	(6,150)	377	2,042	38	46,017	7,327	53,344

1 優先証券に対する配当金の支払債務が含まれている。

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益剰余金	為替換算 調整	売却可能 金融投資	キャッシュ ・フロー・ ヘッジ	段階取得に よる再評価 準備金	UBS株主に 帰属する 持分合計	少数株主 持分	資本合計
2008年12月31日現在残高	293	25,250	(3,156)	(46)	14,487	(6,309)	347	1,627	38	32,531	8,002	40,533
株式発行	63									63		63
自己株式の取得			(476)							(476)		(476)
自己株式の売却			2,592							2,592		2,592
自己株式及び自己持分のデリバティブ契約 に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		(1,268)								(1,268)		(1,268)
株式発行及びワラント行使に係る剰余金		10,599								10,599		10,599
従業員株式制度及び株式オプション制度		291								291		291
繰延株式報酬に伴う税務上の便益		1								1		1
株式発行に関連する取引費用、税効果後		(87)								(87)		(87)
配当金 <sup>1</sup>										0	(849)	(849)
買戻し義務付自己株式 変動				44						44		44
優先証券										0	(7)	(7)
新規連結及びその他の増加										0	3	3
連結除外及びその他の減少										0	(13)	(13)
資本に認識された当期の包括利益合計					(2,736)	(136)	17	(421)		(3,276)	484	(2,792)
2009年12月31日現在残高	356	34,786	(1,040)	(2)	11,751	(6,445)	364	1,206	38	41,013	7,620	48,633

1 優先証券に対する配当金の支払債務が含まれている。

## 所有者持分変動計算書（続き）

単位：億円	資本金	資本剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益剰余金	為替換算 調整	売却可能 金融投資	キャッシュ ・フロー・ ヘッジ	段階取得に よる再評価 準備金	UBS株主に 帰属する 持分合計	少数株主 持分	資本合計
2008年12月31日現在残高	244	21,059	(2,632)	(38)	12,082	(5,262)	289	1,357	32	27,131	6,674	33,805
株式発行	25									25		25
自己株式の取得			(339)							(339)		(339)
自己株式の売却			1,888							1,888		1,888
自己株式及び自己持分のデリバティブ契約 に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		(969)								(969)		(969)
株式発行及びワラント行使に係る剰余金		3,149								3,149		3,149

従業員株式制度及び株式オプション制度			(233)							(233)		(233)
繰延株式報酬に伴う税務上の便益			1							1		1
株式発行に関連する取引費用、税効果後			(31)							(31)		(31)
配当金 <sup>1</sup>										0	(555)	(555)
買戻し義務付自己株式 変動				(8)						(8)		(8)
優先証券										0	(6)	(6)
新規連結及びその他の増加										0	1	1
連結除外及びその他の減少										0	(8)	(8)
資本に認識された当期間の包括利益合計					(2,816)	299	(33)	(88)		(2,636)	575	(2,062)
2009年6月30日現在残高	269	22,976	(1,083)	(47)	9,267	(4,962)	257	1,269	32	27,977	6,681	34,658
2009年12月31日現在残高	297	29,012	(867)	(2)	9,800	(5,375)	304	1,006	32	34,205	6,355	40,560
株式発行	23									23		23
自己株式の取得			(1,140)							(1,140)		(1,140)
自己株式の売却			1,469							1,469		1,469
自己株式及び自己持分のデリバティブ契約に係るプレミアム/(ディスカウント)純額		(119)								(119)		(119)
株式発行及びワラント行使に係る剰余金		(23)								(23)		(23)
従業員株式制度及び株式オプション制度		(359)								(359)		(359)
繰延株式報酬に伴う税務上の便益		(5)								(5)		(5)
株式発行に関連する取引費用、税効果後		(94)								(94)		(94)
配当金 <sup>1</sup>										0	(256)	(256)
買戻し義務付自己株式 変動				(43)						(43)		(43)
優先証券										0	(6)	(6)
新規連結及びその他の増加										0	4	4
連結除外及びその他の減少										0	(4)	(4)
資本に認識された当期間の包括利益合計					3,509	245	11	697		4,462	18	4,479
2010年6月30日現在	319	28,412	(539)	(44)	13,310	(5,129)	314	1,703	32	38,378	6,111	44,489

1 優先証券に対する配当金の支払債務が含まれている。

単位：億円	資本金	資本剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益剰余金	為替換算 調整	売却可能 金融投資	キャッシュ ・フロー ・ヘッジ	段階取得に よる再評価 準備金	UBS株主に 帰属する 持分合計	少数株主 持分	資本合計
2008年12月31日現在残高	244	21,059	(2,632)	(38)	12,082	(5,262)	289	1,357	32	27,131	6,674	33,805
株式発行	53									53		53
自己株式の取得			(397)							(397)		(397)
自己株式の売却			2,162							2,162		2,162

自己株式及び自己持分のデリバティブ契約に係るプレミアム/(ディスカウント)純額	(1,058)									(1,058)		(1,058)
株式発行及びワラント行使に係る剰余金	8,840									8,840		8,840
従業員株式制度及び株式オプション制度	243									243		243
繰延株式報酬に伴う税務上の便益	1									1		1
株式発行に関連する取引費用、税効果後	(73)									(73)		(73)
配当金 <sup>1</sup>										0	(708)	(708)
買戻し義務付自己株式 変動				37						37		37
優先証券										0	(6)	(6)
新規連結及びその他の増加										0	3	3
連結除外及びその他の減少										0	(11)	(11)
資本に認識された当期の包括利益合計					(2,282)	(113)	14	(351)		(2,732)	404	(2,329)
2009年12月31日現在残高	297	29,012	(867)	(2)	9,800	(5,375)	304	1,006	32	34,205	6,355	40,560

1 優先証券に対する配当金の支払債務が含まれている。

[次へ](#)

所有者持分変動計算書（続き）

優先証券<sup>1</sup>

	2010年6月30日に 終了した6ヶ月間		2009年6月30日に 終了した6ヶ月間		2009年12月31日に 終了した1年間	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
期首残高	7,254	6,050	7,381	6,156	7,381	6,156
償還	(7)	(6)	(7)	(6)	(7)	(6)
為替換算調整	(285)	(238)	154	128	(120)	(100)
期末残高	6,962	5,806	7,528	6,278	7,254	6,050

1 少数株主に帰属する持分を表す。配当による増加及びそれを相殺する少数株主持分に帰属する持分の減少は表中には含まれていない。

キャッシュ・フロー計算書

	2010年6月30日に 終了した6ヶ月間		2009年6月30日に 終了した6ヶ月間		2009年12月31日に 終了した1年間		
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)</b>							
純利益		4,511	3,762	(2,949)	(2,459)	(2,125)	(1,772)
純利益から営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出) への調整							
純利益に含まれている非現金項目及びその他の調整：							
有形固定資産減価償却費		491	409	537	448	1,048	874
のれんの減損 / 無形資産償却費		58	48	1,207	1,007	1,323	1,103
貸倒引当金繰入額 / (戻入額)		(68)	(57)	1,523	1,270	1,832	1,528
関連会社持分純利益		(50)	(42)	(12)	(10)	(37)	(31)
繰延税金費用 / (税務上の便益)		745	621	(394)	(329)	(960)	(801)
投資活動から生じた純損失 / (利得)		(186)	(155)	(7)	(6)	425	354
財務活動から生じた純損失 / (利得)		(5,642)	(4,705)	373	311	8,355	6,968
営業活動に係る資産の(増加) / 減少純額：							
銀行預け金 / 銀行預り金純額		16,685	13,915	(15,762)	(13,146)	(57,328)	(47,812)
リバース・レポ契約及び借入有価証券に係る担保金		(18,506)	(15,434)	43,222	36,047	162,822	135,794
トレーディング・ポートフォリオ、再調達価額純額及び公正価値評価での測定を指定された金融資産		29,506	24,608	(2,980)	(2,485)	11,118	9,272
貸出金 / 顧客預り金		11,312	9,434	(5,217)	(4,351)	(23,705)	(19,770)
未収収益、前払費用及びその他の資産		(114)	(95)	740	617	2,214	1,846
営業活動に係る負債の増加 / (減少) 純額：							
レポ契約及び貸付有価証券に係る担保金		4,315	3,599	(7,128)	(5,945)	(41,351)	(34,487)
未払費用、繰延収益及びその他の負債		(6,353)	(5,298)	(5,849)	(4,878)	(8,629)	(7,197)
支払税金、還付金控除後		(201)	(168)	(352)	(294)	(505)	(421)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)		36,502	30,443	6,953	5,799	54,497	45,450
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)</b>							
子会社及び関連会社買収		(9)	(8)	(78)	(65)	(42)	(35)
子会社及び関連会社処分		214	178	181	151	296	247
有形固定資産購入		(228)	(190)	(401)	(334)	(854)	(712)
有形固定資産処分		9	8	44	37	163	136
売却可能金融投資に係る(投資) / 売却純額		(6,380)	(5,321)	426	355	(20,127)	(16,786)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)		(6,393)	(5,332)	171	143	(20,563)	(17,150)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)</b>							
マネー・マーケット・ペーパー発行 / (払戻) 純額		7,020	5,855	(25,698)	(21,432)	(60,040)	(50,073)

自己株式及び自己持分のデリバティブ契約に係る変動純額	(1,098)	(916)	163	136	673	561
株式発行	(113)	(94)	3,775	3,148	3,726	3,107
配当金支払					0	0
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	40,154	33,488	53,679	44,768	67,062	55,930
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(37,623)	(31,378)	(55,696)	(46,450)	(65,024)	(54,230)
少数株主持分増加	5	4	2	2	3	3
少数株主に対する配当金支払/少数株主持分の減少	(394)	(329)	(28)	(23)	(583)	(486)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入/(支出)	7,951	6,631	(23,803)	(19,852)	(54,183)	(45,189)
為替変動による影響	(5,335)	(4,449)	5,489	4,578	5,529	4,611
現金及び現金同等物の増加/(減少)純額	32,725	27,293	(11,189)	(9,332)	(14,721)	(12,277)
現金及び現金同等物期首残高	164,973	137,587	179,693	149,864	179,693	149,864
現金及び現金同等物期末残高	197,697	164,879	168,504	140,532	164,973	137,587
現金及び現金同等物の構成:						
現金及び中央銀行預け金	62,624	52,228	37,682	31,427	20,899	17,430
マネー・マーケット・ペーパー <sup>1</sup>	88,596	73,889	84,047	70,095	98,432	82,092
当初満期3ヶ月未満の銀行預け金	46,478	38,763	46,775	39,010	45,642	38,065
合計	197,697	164,879	168,504	140,532	164,973	137,587

1 マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」、「担保差入トレーディング・ポートフォリオ資産」及び「売却可能金融投資」に計上されている。

利息として支払われた現金は、2010年度及び2009年度の各上半期においてそれぞれ7,328百万スイス・フラン及び13,012百万スイス・フランであった。

[次へ](#)

## 財務書類に対する注記

### 注記 1 会計の基礎

ユービーエス・エイ・ジー（以下「UBS」という。）の連結財務書類（以下「財務書類」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により発行されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、スイス・フラン建てで表示されている。当財務書類はIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

当中間財務書類の作成にあたっては、以下並びにUBSの2010年度第1四半期報告書の「財務情報」のセクションの「注記1 会計の基礎」に記載している変更を除いて、2009年12月31日現在及び同日をもって終了した事業年度に係る財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。公正価値測定及び評価手法の変更については、UBSは四半期報告書の「財務情報」のセクションの「注記11 金融商品の公正価値」において補足的な情報を提供している。

当中間財務書類は監査を受けていない。経営者は、中間期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示するために必要な全ての調整が行われたと考えている。当中間財務書類は、2009年度のUBSの年次報告書に含まれている監査済財務書類とともに閲覧されるべきものである。

#### ウェルス・マネジメント&スイス・バンクの再編

2010年度第1四半期以降、グループ執行役員会に対するウェルス・マネジメント&スイス・バンクの内部報告は、経営上の構造及び責任をよりよく反映させるために改定された。財務情報の内訳は、現在以下の部門について報告されている。

- 「ウェルス・マネジメント部門」は、スイス内外で行われる全てのウェルス・マネジメント事業、並びにアジア及びヨーロッパの当行のブッキング・センターにおける全てのウェルス・マネジメント事業を含む。
- 「リテール&コーポレート部門」は、スイスのリテール個人顧客、中小企業、並びに法人及び機関投資家に提供されるサービスを含む。

改定後の内部報告制度及びIFRS第8号「事業セグメント」に従って、ウェルス・マネジメント部門及びリテール&コーポレート部門は、現在、当行の対外財務報告において、別個の事業単位及び報告セグメントとして表示されている。表示された過去の期間は、新たな表示形式と一致するよう修正再表示されている。

#### コーポレート・センターの追加費用の事業部門への配分

2010年度第1四半期以降、共通業務及び管理機能に関連してコーポレート・センターで発生した全ての費用は、直接的及び間接的に当該業務の価値を受け取る事業単位（報告セグメント）に配分されている。配分された費用は、当報告書（訳者注：原文の報告書、以下同じ。）の「財務情報」のセクションの「注記2 セグメント報告」並びにUBSの四半期及び年次報告書の経営者報告のセクションにおいて、報告セグメントの各費用項目に表示されている。

2009年度まで、コーポレート・センターで発生した一定の費用は、コーポレート・センターの費用として表示され、事業部門には負担させていなかった。この配分方針の変更は将来に向かって適用され、当報告書の2009年度の期間に表示された数値は修正再表示されていない。新たな配分方法が2009年度に適用されていた場合の2009年度の四半期ごとの数値に対する平均見積影響額の表示については、UBSの2010年度第1四半期報告書の「財務情報」のセクションの「注記1 会計の基礎」を参照。

2010年度第1四半期以降、事業部門に課された費用の増加分は、主に管理機能に関連している。

当報告書の「財務情報」のセクションの「注記2 セグメント報告」における表中の「コーポレート・センター」の列は、「財務活動及びその他の全社的項目」に名称変更されている。これには、例えば、為替リスク及び金利リスクの管理による財務活動の結果、グループ執行役員会及び取締役会の役割に関連するその他の営業費用、当行組織の経営に関連するその他の費用並びに限られた数の個別に定められた項目が主に含まれる。これらの項目は、現在、SNBスタブファンドの株式を購入するUBSのオプションの評価、資本税等の特定の費用及び銀行業以外の特定の業務が含まれる。

#### 「2010年IFRSの改善」

IASBは、2010年5月に年次改善プロジェクトの一環として7つの基準書の修正を公表した。UBSは、2011年1月

1日現在で「2010年IFRSの改善」を適用する予定である。当該修正基準は、UBSの財務書類に重要な影響を及ぼさないと予想される。

## 注記2 セグメント報告

報告セグメント間の取引は、内部で合意済みの価格で又は独立第三者間取引として実施され、各セグメントの業績に反映されている。収益分配契約は、外部顧客収益をセグメントに配分するために使用され、費用配分契約はセグメント間の分担費用を配分するために使用されている。

	ウェルス・マネジメント& スイス・バンク	ウェルス・マネジメント アメリカズ	グローバル・アセット・ マネジメント	インベスト メント・ バンク	財務活動 及びその 他の全社 的項目 <sup>1</sup>	UBS	
	ウェルス・ マネジメント	リテール& コーポレート					
単位：百万スイス・フラン							
2010年6月30日に終了した 6ヶ月間							
受取利息純額	842	1,213	346	(4)	1,011	(496)	2,911
受取利息以外	2,953	765	2,502	1,047	6,906	1,044	15,216
収益 <sup>2</sup>	3,794	1,977	2,847	1,043	7,918	547	18,127
貸倒引当金(繰入額)/戻入額	0	(5)	0	0	73	0	68
営業収益合計	3,795	1,973	2,847	1,043	7,990	547	18,195
人件費	1,578	813	2,192	576	3,992	14	9,166
一般管理費	551	403	560	193	1,291	59	3,057
他の事業部門(に対する)/ からのサービス	219	(255)	(7)	(5)	40	8	0
有形固定資産減価償却費	85	74	125	22	145	40	491
のれんの減損	0	0	0	0	0	0	0
無形資産償却費	7	0	29	4	18	0	58
営業費用合計	2,440	1,034	2,899	789	5,487	122	12,772
継続事業からの税引前業績	1,354	938	(52)	254	2,504	425	5,424
非継続事業からの税引前業績						2	2
税引前業績	1,354	938	(52)	254	2,504	427	5,425
継続事業に係る税金費用							914
非継続事業に係る税金費用							0
純利益							4,511
2010年6月30日現在							
資産合計 <sup>3</sup>	98,538	188,190	53,990	16,738	1,078,206	22,560	1,458,223

1 事業部門への一定の費用配分は、定期的に合意される定額料金に基づき、この料金が月次で事業部門へ費用計上されている。この処理により、実際に発生したコーポレート・センターの費用と事業部門へ計上されている費用との間に相違が生じる可能性があり、これは財務活動及びその他の全社的項目に表示されている。

2 当グループのセグメント間収益合計は、収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。

3 セグメント資産は第三者の観点に基づいており、この基礎は経営者への内部報告に整合している。すなわち当該金額には連結会社間残高は含まれていない。

報告セグメント間の取引は、内部で合意済みの価格で又は独立第三者間取引として実施され、各セグメントの業績に反映されている。収益分配契約は、外部顧客収益をセグメントに配分するために使用され、費用配分契約はセグメント間の分担費用を配分するために使用されている。

	ウェルス・マネジメント& スイス・バンク	ウェルス・マネジメント アメリカズ	グローバル・アセット・ マネジメント	インベスト メント・ バンク	財務活動及 びその他の 全社的項目	UBS
	ウェルス・ マネジメント	リテール& コーポレート				
単位：百万スイス・フラン						

2009年6月30日に終了した  
6ヶ月間

受取利息純額	1,001	1,384	362	8	782	(496)	3,042
受取利息以外	2,848	711	2,413	1,025	475	1,748	9,221
収益 <sup>1</sup>	3,850	2,096	2,775	1,033	1,257	1,252	12,263
貸倒引当金(繰入額)/戻入額	(24)	(115)	2	0	(1,386)	0	(1,523)
営業収益合計	3,826	1,980	2,777	1,033	(129)	1,252	10,740
人件費	1,770	929	2,284	546	2,782	230	8,542
一般管理費	622	387	583	202	1,404	137	3,335
他の事業部門(に対する)/ からのサービス	172	(227)	3	(104)	(286)	442	0
有形固定資産減価償却費	76	59	97	16	197	93	537
のれんの減損	0	0	34	340	749	0	1,123
無形資産償却費	9	0	33	9	34	0	84
営業費用合計	2,649	1,149	3,033	1,009	4,879	901	13,621
継続事業からの税引前業績	1,177	832	(256)	24	(5,008)	351	(2,881)
非継続事業からの税引前業績						17	17
税引前業績	1,177	832	(256)	24	(5,008)	368	(2,863)
継続事業に係る税金費用							86
非継続事業に係る税金費用							0
純利益							(2,949)

2009年12月31日現在

資産合計 <sup>2</sup>	109,627	138,513	53,197	20,238	991,964	26,999	1,340,538
-------------------	---------	---------	--------	--------	---------	--------	-----------

- 1 当グループのセグメント間収益合計は、収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。  
2 セグメント資産は第三者の観点に基づいており、この基礎は経営者への内部報告に整合している。すなわち当該金額には連結会社間残高は含まれていない。

### 注記3 受取利息純額及びトレーディング収益純額

会計基準では、受取利息純額とトレーディング収益純額の区分開示を要求している（本頁及び次頁（訳者注：原文の頁）の表を参照）。ただし、この開示要求は、受取利息純額及びトレーディング収益純額が異なる様々な事業活動から発生することを考慮に入れていない。多くの場合、特定の事業活動は受取利息とトレーディング収益の両方を発生させている。例えば、債券取引活動は、トレーディング収益とクーポンによる収益の両方を発生させる。UBSは、当該利益を発生させる事業活動毎に受取利息純額及びトレーディング収益純額を分析することはより有意義であると考えている。下記の2つ目の表（事業活動別内訳）は、この見解と一致する情報を提供している。トレーディング事業からの純利益は、貸出業務を含むインベストメント・バンクから発生する受取利息とトレーディング収益の両方並びにその他の事業部門から発生するトレーディング収益を含んでいる。金利差益事業からの純利益は、ウェルス・マネジメント&スイス・バンク及びウェルス・マネジメント・アメリカズのローン・ポートフォリオからの受取利息から構成されている。財務活動及びその他等からの純利益は、当グループの集約化された財務部門からの全収益を反映している。

	2010年 6月30日 終了四半期	2010年 3月31日 終了四半期	2009年 6月30日 終了四半期	対2010年 第1四半期 変化率	対2009年 第2四半期 変化率	2010年 6月30日 当期累計	2009年 6月30日 当期累計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(%)	(%)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
受取利息純額及びトレーディング 収益純額							
受取利息純額	1,093	1,818	1,143	(40)	(4)	2,911	3,042
トレーディング収益純額	3,450	2,368	220	46		5,818	(410)
受取利息純額及び トレーディング収益純額合計	4,543	4,186	1,363	9	233	8,729	2,632
事業活動別内訳							
トレーディング事業からの純利益 <sup>1</sup>	3,008	2,700	(207)	11		5,708	(847)
金利差益事業からの純利益	1,166	1,119	1,302	4	(10)	2,285	2,623

財務活動等からの純利益	369	367	268	1	38	736	855
受取利息純額及び トレーディング収益純額合計	4,543	4,186	1,363	9	233	8,729	2,632

1 インベストメント・バンクの貸出業務を含む。

## 受取利息純額

受取利息							
貸出金及び前渡金に係る受取利息	2,607	2,847	3,430	(8)	(24)	5,454	7,207
借入有価証券及びリバース・レポ契約に係る受取利息	373	297	741	26	(50)	670	1,847
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金	1,658	1,495	1,764	11	(6)	3,153	4,422
公正価値での測定を指定された金融資産に係る受取利息	65	65	82	0	(21)	130	169
売却可能金融投資からの受取利息及び受取配当金	161	94	18	71	794	255	35
合計	4,864	4,798	6,035	1	(19)	9,661	13,680
支払利息							
銀行及び顧客預り金への支払利息	520	492	1,051	6	(51)	1,011	2,575
貸付有価証券及びレポ契約に係る支払利息	397	265	655	50	(39)	662	1,531
トレーディング・ポートフォリオからの支払利息及び支払配当金	1,476	833	1,346	77	10	2,309	2,466
公正価値での測定を指定された金融負債に係る支払利息	580	589	742	(2)	(22)	1,168	1,575
社債利息	799	801	1,098	0	(27)	1,599	2,491
合計	3,771	2,980	4,892	27	(23)	6,751	10,638
受取利息純額	1,093	1,818	1,143	(40)	(4)	2,911	3,042

利息には、外貨建て貸出金及び預金に係る短期金利リスクを管理するために用いる通貨スワップのフォワード・ポイントが含まれている。

	2010年 6月30日 終了四半期	2010年 3月31日 終了四半期	2009年 6月30日 終了四半期	対2010年 第1四半期 変化率	対2009年 第2四半期 変化率	2010年 6月30日 当期累計	2009年 6月30日 当期累計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(%)	(%)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
トレーディング収益純額 <sup>1</sup>							
インベストメント・バンクの株式	1,251	585	758	114	65	1,835	2,213
インベストメント・バンクの債券、 通貨及びコモディティ	1,401	949	(1,259)	48		2,350	(4,459)
その他の事業部門	799	834	721	(4)	11	1,633	1,836
トレーディング収益純額	3,450	2,368	220	46		5,818	(410)
内、公正価値での測定を指定された 金融負債からの純利得/(損失) <sup>2</sup>	4,535	798	(5,057)	468		5,333	(374)

1 トレーディング事業からの純利益については、前頁（訳者注：原文の頁）の「受取利息純額及びトレーディング収益純額」の表を参照（説明については、関連する序文コメントを参照）。

2 公正価値での測定を指定された金融負債は、デリバティブ及びその他の商品（その公正価値の変動もまたトレーディング収益純額に報告される。）によりその大部分が経済的にヘッジされている。自己クレジットの詳細については「注記11b 金融商品の公正価値」を参照。

2010年度第2四半期のトレーディング収益純額には、モノラインの信用プロテクションに係る信用評価調整1億スイス・フランの損失(2010年度第1四半期に3億スイス・フランの利得及び2009年度第2四半期に5億スイス・フランの利得)が含まれている。

モノラインへのエクスポージャーについての詳細は当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：原文の「Risk management and control」のセクション。以下同じ。）を参照。

2010年度第2四半期のトレーディング収益純額には、SNBスタブファンドの株式を取得するUBSのオプションの評価による1億スイス・フランの利得（2010年度第1四半期に2億スイス・フランの利得及び2009年度第2四半期に1億スイス・フランの利得）が含まれている。

#### 注記4 受取報酬及び手数料純額

	2010年 6月30日 終了四半期	2010年 3月31日 終了四半期	2009年 6月30日 終了四半期	対2010年 第1四半期 変化率	対2009年 第2四半期 変化率	2010年 6月30日 当期累計	2009年 6月30日 当期累計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(%)	(%)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
株式引受報酬	236	272	376	(13)	(37)	508	650
債券引受報酬	165	199	290	(17)	(43)	364	470
引受報酬合計	402	471	666	(15)	(40)	872	1,121
M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬	163	204	207	(20)	(21)	366	437
仲介報酬 <sup>1</sup>	1,384	1,280	1,462	8	(5)	2,664	2,840
投資信託報酬	1,012	1,012	995	0	2	2,024	2,008
ポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬	1,538	1,519	1,440	1	7	3,057	2,891
保険関連及びその他の報酬	92	92	40	0	130	184	110
有価証券取引及び投資活動に係る報酬合計	4,590	4,578	4,809	0	(5)	9,168	9,406
信用関連報酬及び手数料	116	110	81	5	43	226	163
その他のサービスからの手数料	219	210	212	4	3	429	416
受取報酬及び手数料合計	4,925	4,897	5,103	1	(3)	9,823	9,985
支払仲介手数料 <sup>1</sup>	309	273	334	13	(7)	581	705
その他 <sup>1</sup>	251	253	266	(1)	(6)	504	537
支払報酬及び手数料合計	559	526	601	6	(7)	1,085	1,242
受取報酬及び手数料純額	4,366	4,372	4,502	0	(3)	8,738	8,744
内、仲介報酬純額 <sup>1</sup>	1,075	1,008	1,127	7	(5)	2,083	2,135

1 2010年度第2四半期において、UBSは、「仲介報酬」、「支払仲介手数料」、「その他」及び「仲介報酬純額」の科目で過去の期間に表示された金額を修正した。過去に開示された金額は、次のとおり減少している。「仲介報酬」は2010年3月31日終了四半期に205百万スイス・フラン、2009年6月30日終了四半期に225百万スイス・フラン、2009年6月30日当期累計で403百万スイス・フラン。「支払仲介手数料」は2010年3月31日終了四半期に135百万スイス・フラン、2009年6月30日終了四半期に142百万スイス・フラン、2009年6月30日当期累計で251百万スイス・フラン。「その他」及び「仲介報酬純額」は2010年3月31日終了四半期に70百万スイス・フラン、2009年6月30日終了四半期に83百万スイス・フラン、2009年6月30日当期累計で152百万スイス・フラン。「受取報酬及び手数料純額」の合計については、「UBS株主に帰属する純利益」への当該修正による影響はない。

#### 注記5 その他の収益

	2010年 6月30日 終了四半期	2010年 3月31日 終了四半期	2009年 6月30日 終了四半期	対2010年 第1四半期 変化率	対2009年 第2四半期 変化率	2010年 6月30日 当期累計	2009年 6月30日 当期累計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(%)	(%)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
関連会社及び子会社							
連結子会社処分純利得 <sup>1</sup>	16	(34)	316		(95)	(18)	452
関連会社投資処分純利得	(2)	180	(1)		(100)	179	(1)
関連会社の純利益に対する持分	16	34	0	(53)		50	12
合計	31	180	314	(83)	(90)	211	463
売却可能金融投資							
処分純利得	39	48	25	(19)	56	86	46
減損損失	(24)	(26)	(48)	8	50	(50)	(143)
合計	15	21	(22)	(29)		37	(97)

不動産投資収益純額 <sup>2</sup>	15	14	21	7	(29)	28	40
不動産投資純利得 <sup>3</sup>	6	(10)	(29)			(4)	(33)
その他 <sup>4</sup>	258	131	9	97		389	515
その他の収益合計	324	337	292	(4)	11	660	887

- 1 子会社の処分又は連結除外の際に資本から振り替えられた為替換算の金額を含む。
- 2 第三者から受け取った賃貸料純額及び営業費用純額を含む。
- 3 公正価値で評価された投資不動産及び担保権実行資産からの未実現利得及び実現利得を含む。
- 4 貸出金及び債権処分純利得を含む。

## 注記6 人件費

	2010年 6月30日 終了四半期	2010年 3月31日 終了四半期	2009年 6月30日 終了四半期	対2010年 第1四半期 変化率	対2009年 第2四半期 変化率	2010年 6月30日 当期累計	2009年 6月30日 当期累計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(%)	(%)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
給与及び変動報酬	3,727	3,781	3,351	(1)	11	7,508	6,322
契約社員給与	52	52	72	0	(28)	105	161
保険及び社会保険料	209	254	225	(18)	(7)	463	420
退職制度への拠出	164	175	259	(6)	(37)	340	476
その他の人件費	493	258	671	91	(27)	751	1,164
人件費合計	4,645	4,521	4,578	3	1	9,166	8,542

## 注記7 一般管理費

	2010年 6月30日 終了四半期	2010年 3月31日 終了四半期	2009年 6月30日 終了四半期	対2010年 第1四半期 変化率	対2009年 第2四半期 変化率	2010年 6月30日 当期累計	2009年 6月30日 当期累計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(%)	(%)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
賃借料	322	334	364	(4)	(12)	656	739
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	135	132	148	2	(9)	267	310
通信及び郵送費	186	164	181	13	3	349	368
管理費	172	140	170	23	1	312	351
マーケティング及び広報費用	77	50	57	54	35	126	130
旅費及び交際費	121	98	97	23	25	219	215
専門家報酬	182	154	222	18	(18)	336	437
ITその他の業務の外部委託費用	260	216	211	20	23	476	443
その他	183	132	249	39	(27)	315	342
一般管理費合計	1,638	1,419	1,699	15	(4)	3,057	3,334

## 注記8 1株当たり利益(以下「EPS」という。)及び社外流通株式数

	2010年 6月30日 現在又は同日 終了四半期	2010年 3月31日 現在又は同日 終了四半期	2009年 6月30日 現在又は同日 終了四半期	対2010年 第1四半期 変化率	対2009年 第2四半期 変化率	2010年 6月30日 当期累計	2009年 6月30日 当期累計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)	(%)	(%)	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス ・フラン)
基本的利益							
UBS株主に帰属する純利益	2,005	2,202	(1,402)	(9)		4,207	(3,376)
継続事業	2,005	2,202	(1,405)	(9)		4,207	(3,385)
非継続事業	0	1	3	(100)	(100)	1	8
希薄化後利益							

UBS株主に帰属する純利益	2,005	2,202	(1,402)	(9)	4,207	(3,376)
控除：株式デリバティブ契約に係る(利益)/損失	(8)	0	(3)	(167)	(5)	(4)
希薄化後EPS算定のためのUBS株主に帰属する純利益	1,997	2,202	(1,405)	(9)	4,202	(3,380)
継続事業	1,997	2,202	(1,408)	(9)	4,202	(3,389)
非継続事業	0	1	3	(100)	(100)	1
	(株)	(株)	(株)	(%)	(株)	(株)
加重平均社外流通株式数						
基本的EPS算定のための加重平均社外流通株式数	3,792,345,213	3,777,504,682	3,556,478,294	0	7	3,784,924,947
受給権未確定の発行済転換可能株式、イン・ザ・マネー・オプション及びワラントによる潜在的希薄化普通株式数 <sup>1</sup>	52,732,447	28,403,845	716,858	86		40,473,228
希薄化後EPS算定のための加重平均社外流通株式数	3,845,077,660	3,805,908,527	3,557,195,152	1	8	3,825,398,175
逆希薄化効果を有するため考慮されていない未行使の従業員株式及びイン・ザ・マネー・オプションによる潜在的普通株式数	0	0	15,761,129	(100)	0	16,534,340
	(スイス・フラン)	(スイス・フラン)	(スイス・フラン)	(%)	(スイス・フラン)	(スイス・フラン)
1株当たり利益						
基本的	0.53	0.58	(0.39)	(9)	1.11	(0.96)
継続事業	0.53	0.58	(0.40)	(9)	1.11	(0.96)
非継続事業	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00
希薄化後	0.52	0.58	(0.39)	(10)	1.10	(0.96)
継続事業	0.52	0.58	(0.40)	(10)	1.10	(0.96)
非継続事業	0.00	0.00	0.00		0.00	0.00
	(株)	(株)	(株)	(%)	(株)	(株)

社外流通株式数						
発行済普通株式数	3,830,805,268	3,830,795,869	3,225,849,284	0	19	
自己株式数	38,372,475	36,894,804	44,992,074	4	(15)	
社外流通株式数	3,792,432,793	3,793,901,065	3,180,857,210	(0)	19	
強制転換社債及び転換可能株式 <sup>2</sup>	605,827	613,456	605,543,434	(1)	(100)	
EPS算定のための社外流通株式数	3,793,038,620	3,794,514,521	3,786,400,644	(0)	0	

- 1 当該各期間においては希薄化されないが将来における1株当たり利益を潜在的に希薄化させる可能性のあるアウト・オブ・ザ・マネー・オプションに係る社外流通株式相当数合計は、2010年6月30日、2010年3月31日及び2009年6月30日終了四半期において、それぞれ279,710,549株、278,104,176株及び291,295,430株であり、2010年6月30日及び2009年6月30日当期累計において、それぞれ281,133,697株及び290,034,314株であった。SNB取引に関連する追加の普通株式100百万株(「条件付株式発行」)は、2010年6月30日、2010年3月31日及び2009年6月30日終了四半期並びに2010年6月30日及び2009年6月30日当期累計において希薄化効果はなかったが、将来において1株当たり利益を希薄化させる可能性がある。
- 2 2009年6月30日には、2008年3月に発行された強制転換社債に関連する272,651,005株及び2008年12月に発行された強制転換社債に関連する332,225,913株が含まれている。残りの株式数は転換可能株式に関連している。

## 注記9 法人所得税

2010年度第2四半期の税金費用311百万スイス・フランには、スイスの税務上の欠損金(これに対する繰延税金資産はすでに認識されている。)が当該四半期の利益に対して使用されたことによる繰延税金費用464百万スイス・フランが含まれている。また、他の拠点における税金費用89百万スイス・フランも含まれている。これらの税金費用は、過年度の税務上の欠損金に対する繰延税金資産の187百万スイス・フランの増加及び国外の税務当局と合意した税務上の欠損金に対する税務上の便益55百万スイス・フランにより一部相殺された。

## 注記10 トレーディング・ポートフォリオ

(単位：百万スイス・フラン)	2010年6月30日	2010年3月31日	2009年12月31日
トレーディング・ポートフォリオ資産			

負債性商品			
政府及び政府機関	72,470	76,132	81,309
銀行	26,641	16,824	15,024
企業及びその他	37,912	40,808	39,902
負債性商品合計	137,023	133,763	136,234
持分金融商品	49,687	59,302	57,541
貴金属及びその他のコモディティ	18,779	15,436	16,864
ユニット・リンク投資契約の金融資産	18,653	20,927	21,619
トレーディング・ポートフォリオ資産合計	224,142	229,428	232,258

トレーディング・ポートフォリオ負債			
負債性商品			
政府及び政府機関	31,417	28,316	26,306
銀行	2,795	3,675	3,472
企業及びその他	4,919	5,469	5,447
負債性商品合計	39,132	37,460	35,226
持分金融商品	17,137	15,786	12,243
トレーディング・ポートフォリオ負債合計	56,269	53,246	47,469

#### 注記11 金融商品の公正価値

##### a) 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される全ての金融商品は、四半期末の時点で、当該商品の公正価値測定全体にとって重要性のあるインプットの内最下位のレベルのインプットに基づき、以下の公正価値ヒエラルキーの3つのレベルの内の1つのレベルに分類される。

- レベル1 - 活発な市場における同一の資産及び負債に関する（調整前の）相場価格
- レベル2 - 全ての重要なインプットが、直接又は間接的に市場で観察可能な場合の評価手法
- レベル3 - 観察可能な市場データに基づかない重要なインプットを含む評価手法

##### 市場相場価格又は評価手法による公正価値の決定

(単位：十億スイス・フラン)	2010年6月30日				2010年3月31日			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
トレーディング・ポートフォリオ資産	95.1	66.7	9.7	171.5	109.8	56.7	10.8	177.4
担保差入トレーディング・ポートフォリオ資産	31.3	19.9	1.5	52.6	34.3	16.3	1.4	52.0
再調達価額 - 借方	4.6	480.9	18.6	504.2	3.6	393.1	22.0	418.7
公正価値での測定を指定された金融資産	0.8	8.8	0.5	10.0	1.2	8.9	0.3	10.3
売却可能金融投資	62.1	8.2	1.5	71.7	68.1	8.0	1.4	77.5
資産合計	193.9	584.5	31.7	810.1	217.0	483.0	35.9	735.9

トレーディング・ポートフォリオ 負債	42.1	13.8	0.3	56.3	39.0	13.9	0.3	53.2
再調達価額 - 貸方	4.2	477.8	15.1	497.1	3.6	388.7	17.1	409.4
公正価値での測定を指定された 金融負債	0.0	93.0	11.7	104.7	0.0	101.8	12.7	114.6
負債合計	46.3	584.6	27.2	658.0	42.6	504.4	30.2	577.2

### レベル3の商品の変動

(単位：十億スイス・フラン)	トレーディング・ポートフォリオ資産(担保として差し入れられているものを含む。)	デリバティブ		公正価値での測定を指定された金融負債
		再調達価額 - 借方	再調達価額 - 貸方	
2009年12月31日現在残高	12.2	23.8	17.0	10.3
損益計算書に含まれる利得 / 損失	(0.1)	0.5	0.2	0.4
購入、売却、発行及び決済	(0.3)	(1.5)	(0.9)	(0.8)
購入及び発行	0.6	1.5	1.0	1.5
売却及び決済	(0.9)	(3.0)	(2.0)	(2.3)
レベル3への / からの振替	0.3	0.2	1.7	2.7
レベル3への振替	0.9	2.2	2.2	2.7
レベル3からの振替	(0.6)	(2.0)	(0.5)	0.0
為替換算	0.1	(1.0)	(0.9)	0.1
2010年3月31日現在残高	12.2	22.0	17.1	12.7
損益計算書に含まれる利得 / 損失	0.2	0.2	0.1	(0.3)
購入、売却、発行及び決済	0.2	(2.8)	(1.1)	(0.1)
購入及び発行	1.2	1.0	1.2	0.6
売却及び決済	(1.0)	(3.8)	(2.3)	(0.7)
レベル3への / からの振替	(1.5)	(1.3)	(1.6)	(0.9)
レベル3への振替	2.1	0.9	0.8	0.4
レベル3からの振替	(3.6)	(2.2)	(2.4)	(1.3)
為替換算	0.1	0.5	0.6	0.3
2010年6月30日現在残高	11.2	18.6	15.1	11.7

### レベル3の商品における重要な変動

2010年6月30日現在、市場で観察不能な重要な入力データを使用した評価手法によって測定された金融商品(レベル3)には、主に以下が含まれていた。

- オーダーメイドの債務担保証券(以下「CDO」という。)及びローン担保証券(以下「CLO」という。)を含む、仕組金利及びクレジット取引
- リファレンス・リンク債
- 米国サブプライム住宅市場及び米国商業用不動産市場に連動する商品

- 社債及び企業のクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)
- UBS発行のエクイティ・リンク債

#### トレーディング・ポートフォリオ資産

レベル3へ及び同レベルから振り替えられたトレーディング・ポートフォリオ資産は、それぞれ21億スイス・フラン及び36億スイス・フランであった。レベル3へ振り替えられた約12億スイス・フランが、独立した価格の検証ができなかった社債に関連していた。売買活動が途絶えて、独立した価格情報が入手できなかったため、売買された貸出金3億スイス・フランがレベル3に振り替えられた。レベル3からの振替額は、21億スイス・フランの社債(この内13億スイス・フランがプッタブル債に、5億スイス・フランが売買された貸出金に、4億スイス・フランがCLOに関連していた。)及びソブリン債2億スイス・フランから成っていた。これは、独立した価格情報により公正価値の検証が可能になったためである。

第2四半期に購入したレベル3のトレーディング資産には、主として、社債が2億スイス・フラン、米国住宅モーゲージ担保証券(以下「RMBS」という。)が3億スイス・フラン(RMBS CDOの連結による。)、貸付関連商品が2億スイス・フラン、資産担保証券が1億スイス・フラン及び米国以外のリファレンス・リンク債が1億スイス・フラン含まれている。

売却及び決済により、レベル3の商品は1十億スイス・フラン減少した。米国不動産に関連するポジションが4億スイス・フラン、社債が2億スイス・フラン、貸付関連商品が1億スイス・フラン及びコモディティが1億スイス・フラン減少した。

#### デリバティブ

レベル3の商品への振替額には、9億スイス・フランの再調達価額 - 借方及び8億スイス・フランの再調達価額 - 貸方が含まれていた。レベル3の商品からの振替額には、22億スイス・フランの再調達価額 - 借方及び24億スイス・フランの再調達価額 - 貸方が含まれていた。

再調達価額のレベル3への振替額には、クレジット・カーブ及び回収率がテストできなかったため、経営難に陥った企業のクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)が含まれていた。さらに、独立した市場データが入手できなかったため、ストラクチャード・クレジット取引も含まれていた。

再調達価額のレベル3からの振替額は、主として、サブプライムRMBS及びオーダーメイドのストラクチャード・クレジットCDOのポジション(データの情報源の改善に伴う。)並びに企業CDS及びソブリンCDS(回収率及び信用スプレッドが市場において観察可能となったもの。)から成る。

再調達価額 - 借方及び貸方における発行、購入、売却及び決済純額17億スイス・フランには、参照先のRMBS CDOの清算に伴うプロテクションについてのRMBS CDSの条件変更及び解約に係る15億スイス・フランが含まれる。

#### 公正価値での測定を指定された金融負債

レベル3から振り替えられた、公正価値での測定を指定された金融負債には、組込エクイティ・オプションのボラティリティが観察可能となった、エクイティ・リンク債7億スイス・フランが含まれていた。

#### b) 評価及び感応度についての情報

##### 公正価値での測定を指定された金融負債の自己クレジット

当グループの自己クレジット・リスクが市場参加者によって考慮されている場合、当グループの自己クレジットの変動は、公正価値での測定を指定された金融負債の評価額に反映される。全額担保された取引及び自己クレジットの影響額を含めないことが市場慣行として確立しているその他の商品については、自己クレジットの影響額は評価額に反映されない。

自己クレジットの変動は、UBSの資金調達商品を割引く単一の水準を提供する資産・負債管理再評価カーブ(以下「ALMRC」という。)に基づいて算定される。ALMRCは、公正価値での測定を指定された、無担保及び一部担保された資金調達取引の評価にUBSのインベストメント・バンクが使用するもので、UBSのメディアム・ターム・ノート(以下「MTN」という。)の新規発行価額の水準を参照して設定される。ALMRCは、市場参加者がUBSのMTNを取得する際に要求するプレミアムを反映した信用リスクを表すと考えられる。「公正価値での測定を指定された金融負債」(主に発行仕組商品)に関する自己クレジットの結果は、以下の通りであった。

##### 公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット

## 現在又は終了期間

(単位:百万スイス・フラン)	2010年6月30日	2010年3月31日	2009年6月30日
終了四半期の利得/(損失) 合計	595	(247)	(1,213)
内、信用スプレッド関連のみ	649	(84)	(957)
当期累計の利得/(損失)	348	(247)	(563)
現時点までの保有期間累計の利得	1,218	652	2,412

四半期の金額は、公正価値での測定を指定された金融商品の自己クレジットの当該四半期における変動額を表している。一方、当期累計の額は当期の変動累計額を、現時点までの保有期間累計額は当初認識後の変動累積額を反映している。期間中の自己クレジットの変動額は以下の2つの構成要素に分解することができる。(1)期間中のUBSの信用スプレッドの変動に起因する公正価値の変動額、及び(2)「量的変動」の影響、すなわち、信用スプレッド以外の要素(例えば、償還、時の経過に伴う影響、第三者が発行した参照商品の価値の変動又は現時点までの保有期間累計額においては外国為替相場の変動若しくは商品に関連する他の要素の変動)に起因する公正価値の変動額。

## 商品区分別の評価及び感応度についての情報

このセクションには、特定の重要な商品区分の評価並びに関連する評価手法及びモデルに関する説明が含まれている。さらに、当報告書の「リスク及び財務管理」のセクションにおいて開示されている「経営管理上のリスク評価」からは除外されている一部の重要な商品区分に関する感応度についての情報が記載されている。

## モノラインの信用プロテクションに係る信用評価調整

UBSは従来、モノラインとネガティブ・ベシス取引を行っていた。その中で、モノラインは、住宅及び商業用モーゲージ担保証券の担保債務証券(以下「RMBS及びCMBS CDO」という。)、ローン担保証券(以下「CLO」という。)を伴う取引、及び資産担保証券の担保債務証券(以下「ABS CDO」という。)といったUBSが保有する原資産に対するクレジット・デフォルト・スワップのプロテクションを提供していた。金融危機以降、市場の流動性の低下や他のモノライン関連商品と比較したこれらのエクスポージャーの契約上の条件ゆえ、当該モノラインのエクスポージャーに関連する信用評価調整(以下「CVA」という。)が、評価の不確実性をもたらした。

モノラインの信用プロテクションに関連するCVAの金額は、発生する予想損失を推定する上で、モノラインに係るクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)のスプレッドを主要なインプットとして用いる手法に基づいている。モノラインに観察可能なCDSのスプレッドがない場合、最も比較可能なモノライン又は複数のモノラインの組み合わせを判別し、対応するスプレッドを代わりに使用して決定する。RMBS CDO、CMBS CDO及びCLOの資産区分については、キャッシュ・フロー予測が、原資産の最新の公正価値と併せて予想される将来のエクスポージャー・レベルを見積るために使用される。その他の資産区分については、将来のエクスポージャーは現在のエクスポージャー・レベルに基づいている。

代替的な仮定に対するモノラインのCVA計算の感応度を導出するために、モノラインのクレジット・デフォルト・スワップのスプレッドを10%引き上げた場合の影響(例えば、特定のモノラインについて1,000ベシス・ポイントから1,100ベシス・ポイントへの増加)が勘案された。2010年6月30日現在、この増加により、モノラインの信用評価調整が約58百万米ドル(63百万スイス・フラン)増加する可能性があった。

モノラインの回収率の仮定における1パーセント・ポイントの減少(例えば、特定のモノラインについて27%から26%の減少、債務不履行の発生を前提とする。)に対するモノラインの信用評価調整の感応度は、CVAの約15百万米ドル(16百万スイス・フラン)増加であることが予測される。信用スプレッド及び回収率に対する感応度は、概ね線形である。

## 米国リファレンス・リンク債(米国RLN)

米国リファレンス・リンク債(以下「米国RLN」という。)は、UBSが金利商品資産の想定上のポートフォリオに係る信用プロテクションを(主に債券の形で)購入する一連の取引から構成されている。参照資産は、米ドル建資産担保証券(以下「ABS」という。)(主として商業用モーゲージ担保証券及びサブプライム住宅モーゲージ担保証券)、並びに/又は全ての格付けにわたる社債及び貸出金で構成されている。RLNに組み込まれた信用プロテクションは、信用プロテクションのポートフォリオ評価に市場標準アプローチ(ガウス・コピュラ、Gaussian copula)を

使用して公正価値で評価される。このアプローチは、各資産の予測損失及び債務不履行が当該資産の観察された市場価格(スプレッドの水準)と密接に連動している場合に、ポートフォリオにおいて相関する債務不履行をシミュレートすることを実質的に意図している。このモデルの主要な仮定には、相関性及び回収率が含まれている。UBSは、これらのパラメーター(一部のみ観察可能である。)それぞれの潜在的な不確実性に関連する公正価値修正を適用する。さらに、UBSは、観察されたスプレッドの水準を主要入力データとして使用することに関連する不確実性に公正価値修正を適用する。これらの公正価値修正は、関連性のあるパラメーターにショックを加えて、信用プロテクションを再評価することにより計算される。相関性、回収率及びスプレッドに対するショックは、資産の種類及び/又は地域により様々な水準に設定され、時間の経過とともに関連する取引及び管理担当者の最善の判断によって変化することがある。相関性及び回収率へのショックは、通常、5パーセント・ポイントから15パーセント・ポイントの合理的に可能な範囲にある。スプレッドへのショックはより広範に変動し、また、基礎となるプロテクションが現金又はシンセティック型の影響を反映するために資金が提供されているか否かによる。

2010年6月30日現在、米国RLNの信用プロテクションの公正価値は、約867百万米ドル(934百万スイス・フラン、2010年3月31日現在：1,070百万米ドル又は1,123百万スイス・フラン)であった。この公正価値には、上述のショックを適用して計算された公正価値修正が、2010年6月30日に約41百万米ドル(44百万スイス・フラン)含まれている(2010年3月31日に51百万米ドル又は54百万スイス・フラン)。当該公正価値修正は、感応度の測定であるとも考えられる。

#### 米国以外のリファレンス・リンク債(米国以外のRLN)

米国以外のリファレンス・リンク債(以下「米国以外のRLN」という。)の信用プロテクションに適用される公正価値修正の計算には、上述の米国RLNの信用プロテクションと同じ評価モデル及び同じアプローチが使用される。ただし、ヨーロッパの企業に対するスプレッドのショックが10%である点を除く。

2010年6月30日現在、米国以外のRLNの信用プロテクションの公正価値は、約737百万米ドル(794百万スイス・フラン、2010年3月31日現在：867百万米ドル又は911百万スイス・フラン)であった。この公正価値には、上述のショックを適用して計算された公正価値修正が、2010年6月30日に約92百万米ドル(99百万スイス・フラン)含まれている(2010年3月31日に104百万米ドル又は109百万スイス・フラン)。当該公正価値修正は、感応度の測定であるとも考えられる。

#### SNBスタブファンドの株式を取得するオプション

SNBスタブファンドの株式を購入するUBSのオプションは、貸借対照表上、デリバティブとして公正価値で認識され(再調達価額 - 借方)、公正価値の変動は純損益に認識される。2010年6月30日現在、UBSのコール・オプションの公正価値は、約1,460百万米ドル(1,573百万スイス・フラン、2010年3月31日現在：1,394百万米ドル又は1,469百万スイス・フラン)であった。

モデルは、様々なシナリオでのファンド内の全ての資産に対するキャッシュ・フロー予測を組み込み、モデルの生成する原資産プールの価格がUBSの評価する資産プールの公正価値と等しくなるよう、将来キャッシュ・フローの割引に使用するレートに1ヶ月LIBORを上回るスプレッドを設定することで、市場レベルを示すよう調整されている。当該モデルは、当該調整における潜在的な不確実性に対処するためにモデル上の引当金(公正価値修正)を組み込んでいる。2010年6月30日現在、この修正は、268百万米ドル(289百万スイス・フラン、2010年3月31日現在：289百万米ドル又は305百万スイス・フラン)であった。

2010年6月30日現在、割引率が100ベース・ポイント上昇した場合、オプションの価値は約136百万米ドル(147百万スイス・フラン)減少し、100ベース・ポイント低下した場合には、オプションの価値は約153百万米ドル(165百万スイス・フラン)増加すると考えられる。

#### c) 取引の初期損益の繰延

下記の表は、全ての入力データが市場で観察可能とは限らない場合において、評価モデルを用いて公正価値が算定される金融商品を示している。かかる金融商品は当初、取引価格で認識されるが、当初認識時における当該評価モデルから得られる価値は異なる場合がある。表は、期首及び期末時点における損益に未認識の当該差額の合計、並びに当該差額残高の変動(繰延べられている初期損益の変動)を示している。

(単位：百万スイス・フラン)	2010年6月30日 終了四半期	2010年3月31日 終了四半期	2009年6月30日 終了四半期
期首残高	596	599	600

新規取引に係る繰延利益/(損失)	50	49	55
損益計算書における認識済(利益)/損失	(80)	(58)	(10)
為替換算調整	12	6	(25)
期末残高	578	596	620

## 注記12 金融資産の分類変更

2008年度及び2009年度第1四半期に、それぞれの分類変更した日の公正価値が26十億スイス・フラン及び6億スイス・フランの金融資産が「トレーディング・ポートフォリオ資産」から「貸出金」に分類変更された。下記の表は、これらの金融資産の帳簿価額及び公正価値を示している。

### トレーディング・ポートフォリオ資産の貸出金への分類変更

(単位：十億スイス・フラン)	2010年6月30日	2010年3月31日	2009年12月31日
帳簿価額	15.1	18.2	19.9
公正価値	14.7	17.8	19.0
プロフォーマの公正価値利得/(損失)	(0.4)	(0.4)	(0.9)

2010年度第2四半期に、帳簿価額及びプロフォーマの公正価値が31億スイス・フラン減少した。当該減少の大半は売却に関連している。

下記の表は、商品種類別の想定元本、公正価値及び帳簿価額、並びに帳簿価額の想定元本に対する比率を表示している。

### 分類変更された資産

(単位：十億スイス・フラン)	2010年6月30日			
	想定元本	公正価値	帳簿価額	帳簿価額の想定元本に対する比率
米国学生ローン及び地方債オークション・レート証券	6.4	5.4	5.6	88%
モノラインにより保証されている資産	6.9	5.9	6.0	88%
レバレッジド・ファイナンス	0.6	0.5	0.5	78%
CMBS/CRE(金利ストリップを除く。)	0.9	0.7	0.8	83%
米国リファレンス・リンク債	1.0	0.8	0.8	84%
その他の資産	1.1	0.9	0.9	82%
合計(CMBS金利ストリップを除く。)	16.9	14.2	14.6	87%
CMBS金利ストリップ		0.5	0.5	
分類変更された資産合計	16.9	14.7	15.1	

これらの金融資産は、組替後、以下の表に示されたようにUBSの損益計算書に影響した。

### 分類変更された資産の損益計算書への影響

(単位：十億スイス・フラン)	2010年6月30日 終了四半期	2010年3月31日 終了四半期	2010年6月30日 当期累計
受取利息純額	0.1	0.2	0.4
貸倒引当金(繰入額)/戻入額	(0.1)	0.1	0.0
その他の収益 <sup>1</sup>	0.1	0.0	0.1

税引前営業利益への影響額	0.1	0.3	0.5
--------------	-----	-----	-----

1 分類変更された資産の処分に係る純利得を含む。

### 注記13 デリバティブ

2010年6月30日					
(単位：十億スイス・フラン)	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本	その他の想定 元本 <sup>2</sup>
デリバティブ					
金利契約	266	11,041	251	11,112	14,905
クレジット・デリバティブ契約	73	1,327	67	1,259	0
外国為替契約	131	3,701	142	3,676	7
株式 / 指数契約	28	357	31	322	20
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	5	45	5	42	31
IFRSに準拠したネットティングに基づく 合計 <sup>1</sup>	504	16,471	497	16,410	14,964
自己資本比率規制に基づく再調達価 額のネットティング	(381)		(381)		
現金担保のネットティング	(47)		(34)		
自己資本比率規制に準拠したネッ ティングに基づいた合計 <sup>3</sup>	76	16,471	82	16,410	14,964
2010年3月31日					
(単位：十億スイス・フラン)	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本	その他の想定 元本 <sup>2</sup>
デリバティブ					
金利契約	221	9,859	209	9,847	14,552 <sup>4</sup>
クレジット・デリバティブ契約	73	1,338	65	1,242	0
外国為替契約	96	3,593	102	3,483	10
株式 / 指数契約	25	327 <sup>4</sup>	29	309 <sup>4</sup>	19 <sup>4</sup>
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	4	43	5	38	29 <sup>4</sup>
IFRSに準拠したネットティングに基づく 合計 <sup>1</sup>	419	15,160 <sup>4</sup>	409	14,919 <sup>4</sup>	14,610 <sup>4</sup>
自己資本比率規制に基づく再調達価 額のネットティング	(311)		(311)		
現金担保のネットティング	(37)		(28)		
自己資本比率規制に準拠したネッ ティングに基づいた合計 <sup>3</sup>	71	15,160 <sup>4</sup>	70	14,919 <sup>4</sup>	14,610 <sup>4</sup>
2009年12月31日					
(単位：十億スイス・フラン)	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本	その他の想定 元本 <sup>2</sup>
デリバティブ					
金利契約	215	9,001	204	8,705	16,519 <sup>4</sup>
クレジット・デリバティブ契約	79	1,270	71	1,221	0
外国為替契約	97	3,344	101	3,174	2
株式 / 指数契約	25	226 <sup>4</sup>	29	242 <sup>4</sup>	15 <sup>4</sup>

コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	6	43	6	41	28 <sup>4</sup>
IFRSに準拠したネットティングに基づく 合計 <sup>1</sup>	422	13,884 <sup>4</sup>	410	13,383 <sup>4</sup>	16,564 <sup>4</sup>
自己資本比率規制に基づく再調達価 額のネットティング	(313)		(313)		
現金担保のネットティング	(37)		(33)		
自己資本比率規制に準拠したネッ ティングに基づいた合計 <sup>3</sup>	71	13,884 <sup>4</sup>	64	13,383 <sup>4</sup>	16,564 <sup>4</sup>

- 1 国際財務報告基準に準拠したネットティングに基づく再調達価額、UBSの2009年度年次報告書の「財務情報」のセクションの「注記23 デリバティブ及びヘッジ会計」を参照。
- 2 これらのデリバティブから生じた債権は、UBSの貸借対照表上、銀行預け金及び貸出金に11億スイス・フラン(2010年6月30日現在)及び16億スイス・フラン(2010年3月31日現在)認識されている。これらのデリバティブから生じた債務は、UBSの貸借対照表上、銀行及び顧客預り金に15億スイス・フラン(2010年6月30日現在)及び21億スイス・フラン(2010年3月31日現在)認識されている。
- 3 IFRSの連結の範囲に基づき、スイス連邦銀行法に準拠したネットティング契約(現金担保を含む。)の影響額を含む。
- 4 2010年度第2四半期に、UBSは、株式/指数契約及びコモディティ契約の想定元本について過去の期間における表示金額を訂正した。過去に開示された金額は、以下のとおり修正された。2010年3月31日現在：株式に関連する再調達価額 - 借方85十億スイス・フラン、株式に関連する再調達価額 - 貸方405十億スイス・フラン及び株式/コモディティその他に関連する17十億スイス・フラン/26十億スイス・フラン。2009年12月31日現在：株式に関連する再調達価額 - 借方78十億スイス・フラン、株式に関連する再調達価額 - 貸方85十億スイス・フラン及び株式/コモディティその他に関連する8十億スイス・フラン/25十億スイス・フラン。

#### 注記14 引当金

(単位：百万スイス・フラン)	2010年6月30日	2010年3月31日	2009年12月31日
オペレーショナル・リスク <sup>1</sup>	80	94	82
訴訟	783	822	1,028
事業再編	430	418	488
その他 <sup>2</sup>	658	640	713
合計	1,951	1,975	2,311

- 1 保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する訴訟引当金が含まれる。
- 2 リース物件改良費の原状回復費用、不利なリース契約に係る引当金、従業員給付(永年勤続報奨及び長期有給休暇)に係る引当金及びその他の項目が含まれる。

#### 注記15 訴訟

UBSグループは、重要な訴訟リスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBSは、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に関与している。こうした訴訟は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、営業活動又は財務書類への影響を含め、その結果を予測し難いことが多い。一定の状況においては、たとえUBSが違反行為を一切否定している場合でも、法的手続の費用や煩雑さを回避するため、費用対効果分析に基づき和解を結ぶこともある。法的助言を求めた上で、責任を問われる可能性が高いと経営者が判断し、金額を合理的に見積ることができる場合に限り、当グループは提訴に対して引当金を積んでいる。

2010年6月30日現在、一定の潜在的に重要な法的手続は下記のとおりである。

- a) 地方債：2006年11月、UBS等は米国司法省反トラスト部及び米国証券取引委員会(以下「SEC」という。)から罰則付召喚令状を受け取った。この令状は、地方債発行により調達した資金の投資及び関連するデリバティブ取引に関する情報を求めるものである。両方の調査は進行中であり、UBSはこれらに協力している。さらに、様々な州の司法長官が同様の情報を求める罰則付召喚令状を発行している。SECの調査において、2008年2月4日、UBSはWells notice(提訴の正式勧告前の通知)を受領した。これは、地方債に関連する様々な金融商品の入札に関して、UBS AGに対する民事訴訟をSECが提起するようSEC職員が勧告を検討中であることを通知するものである。SECとの討議は継続中である。
- b) オークション・レート証券：UBSは、顧客へのオークション・レート証券(以下「ARS」という。)のマーケティング及び販売に関連して、並びにARSの入札及びARSの引受におけるUBSの役割及び参加に関連して、

SECの調査及び州の規制措置の対象となった。UBSは、また、複数の推定上の集団訴訟、個別民事訴訟、及び仲裁において被告人となった。2008年2月中旬以降の当該有価証券の市場での混乱及び関連する入札の不成立の後、規制当局の措置及び調査並びに民事訴訟が発生した。2008年度末において、UBSと、SEC、ニューヨーク州司法長官（以下「NYAG」という。）及びマサチューセッツ州証券局との間で和解が成立した。これにより、UBSは、一定の各期間（その最終のものは、2010年6月30日に開始する。）内に資格を有する顧客からARSを買戻し、制裁金150百万米ドル（NYAGに対して75百万米ドル、その他の州に対して75百万米ドル）を支払う申し出に同意した。UBSの和解は、類似業種の規制当局との和解と概ね一致するものである。UBSは、すでに大半の州と和解し、残りの州との和解合意を完了するため作業を継続中である。SECは、ARSの売買及び開示に関して、UBSに関連する個人を引き続き調査している。

- c) 米国でのクロスボーダー事業：2000年度から2007年度の間、UBS AGは、米国の個人顧客向けのクロスボーダーなプライベート・バンキング業務に関連して、政府による多数の照会及び調査に対応している。2009年2月18日、UBS AGは、これらの調査に関連して、米国司法省の税務部（以下「DOJ」という。）及びフロリダ州南部地区米国検察局との訴追延期合意（以下「DPA」という。）の締結、及びSECとの同意判決に至ったと発表した。DPAに従い、DOJは、米国でのクロスボーダー事業からの撤退の完了にUBSがさらに時間を要する場合等、一定の状況下での延長を条件として、UBSの追加の訴追は全て、最低18ヶ月間延期することに同意した。UBSがDPAに基づく全ての義務を果たした場合、DOJは、米国でのクロスボーダー事業の調査に関連したUBSに対する訴追を永続的に差し控える。UBSが米国でのクロスボーダー事業に関連し、規制に従わずにブローカー・ディーラー及び投資アドバイザー業務を行ったとするSECの主張に関する決議の一環として、UBSは、同日にSECとの同意に至った。

2009年8月19日、UBSは2008年7月にUBSに送達された「ジョン・ドウ」召喚状に関連して以前に報告した執行を求める訴訟を解決する、米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）及びDOJとの和解契約（以下「UBS・米国間の和解契約」という。）を締結した。同時に、米国及びスイス連邦は、別個に関連する協定（以下「スイス・米国政府間の協定」という。）を締結した。2010年3月31日、スイス及び米国政府は、スイス・米国政府間の協定を修正する議定書に署名し、当該議定書により修正された協定は、2010年6月17日にスイス連邦議会で承認された。

2009年12月31日までに完了を求められていた、UBS・米国間の和解契約に規定された全ての義務をUBSが履行したことを理由に、IRSは、条約上の要請の対象ではない全口座に関して、権利の毀損を伴って「ジョン・ドウ」召喚状を取り下げた。UBS・米国間の和解契約に規定された、UBSの追加的な義務の履行を条件として、IRSは、条約上の要請の対象口座に関する情報の提出が概ね期待通りに実際にIRSに提出されるか若しくは提出される見込みである場合、又は未公表のUBS AGの10,000口座（有効な口座又は解約済の口座）に関して何らかの情報源から関連する口座の情報を全て受領した場合、遅くとも2010年8月24日までに、条約上の要請の対象口座に関して、権利の毀損を伴って「ジョン・ドウ」召喚状を取り下げる義務を負う。UBSは、スイス連邦税務局（以下「SFTA」という。）に対して、4,450を超える口座に関する情報の引渡しを完了した。SFTAは、スイス・米国政府間の協定の条件に基づき、何がIRSに提供可能であるかを決定するため、当該情報を検討中である。SFTAがこの検討を完了して予想通り8月後半に当該決定を公表し、かつ、DPA及びSECの同意判決で企図された通り、独立したコンサルタントが米国でのクロスボーダー事業からの当行の撤退に関して条件を満たしている旨の報告書を9月に発行した場合、UBSは、10月までにDPA、SEC同意判決及びジョン・ドウ召喚状和解契約の最終の包括的解決を成し遂げなければならない。

- d) 米国以外でのクロスボーダー事業に関する照会：米国でのクロスボーダー事業に関する問題の開示並びにDOJ及びSECとの和解後、多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーの資産管理サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い要求を出した。UBSは、スイス連邦法及びその他の準拠法に基づく金融プライバシーの義務の制限を厳守した上でこれらの要求に協力している。
- e) 信用危機関連問題：UBSは、信用危機並びに、とりわけモーゲージ関連証券及びその他の仕組取引やデリバティブに関連して、政府による多数の照会及び調査に対応しているところであり、また多数の訴訟、仲裁及び紛争に参与している。これらの問題は、とりわけUBSの評価、会計上の分類、開示、評価減、契約上の義務、及び他の発行体に関する証券の売り出しにおける引受会社としての役割に関連している。特にUBSは、これらの問題の一部及びその他（内部統制部門の役割、モーゲージ関連商品のリスク管理、評価並びに組成及び販売、一般開示規則の遵守、ディロン・リード・キャピタル・マネジメントの設立及び再統合に関する事業上の理由を含む。）について、様々な政府当局及び規制当局（スイス金融市場監督機構（以下「FINMA」という。）、英国金融庁（以下「FSA」という。）、SEC、金融取引業規制機構（以下「FINRA」とい

う。)金融危機調査委員会(以下「FCIC」という。)、ニューヨーク州司法長官及び米国司法省を含む。)と連絡をとり、照会に対応している。FINMAは2008年10月に調査を終了した。

さらに、UBSは集団訴訟及び多数の個人顧客の仲裁における被告人となっており、2008年9月のリーマンの倒産後、実質的に価値がなくなったリーマンが発行した仕組商品の販売に関して、州の規制当局及びFINRAに対応している。

UBSは、ホールローンとして販売した特定の資産及び証券化取引において譲渡した特定の資産が個別の指針に従っていた旨の表明並びに保証を提供した。UBSが表明及び保証に違反した場合、UBSは、当該資産を買戻すか又は特定の当事者への損失補償を義務付けられるおそれがある。UBSは、表明及び保証についての違反が争点となっている多数の訴訟に関与しており、モーゲージ・ローン及びモーゲージ担保証券の特定の機関投資家並びに保険業者から、表明及び保証の違反により当該資産の買戻し又は他の救済措置に対する権利を有する可能性がある旨を通知されている。UBSは、これらの請求の可能性について評価している。

- f) UBSの開示に関連する請求：ニューヨーク州南部地区の米国地方裁判所において、UBS、多数の現・旧の取締役及び上級役員並びにUBSの2008年5月の株主割当発行の引受を行った特定の銀行(UBSセキュリティーズLLCを含む。)に対する推定上の併合集団訴訟が提起されている。この訴訟は、モーゲージ関連証券のポジション及び損失、オークション・レート証券のポジション及び損失並びに米国でのクロスボーダー事業に関する会社の開示に関連する米国証券法違反を主張している。被告は、請求事項記載の欠如を理由として、訴えを却下する申立てを行った。UBS、UBSアメリカズ・インク、UBSファイナンシャル・サービスズ、多数の上級役員及び従業員並びにUBSの各種委員会は、UBS株式を購入したUBSの従業員退職所得保証法(以下「ERISA」という。)の下での2つの退職制度の現・旧加入者を代表して提起された推定上の併合集団訴訟においても訴えられている。被告は、請求事項記載の欠如を理由としてERISAに係る訴えを却下する申立てを行った。
- g) マドフ：マドフの投資詐欺に関連して、UBS、UBS(ルクセンブルク)SA及びその一部のUBS子会社は、FINMA及びルクセンブルク金融監督委員会(以下「CSSF」という。)を含む、多数の規制当局による照会に対応してきた。これらの照会は、ルクセンブルク法のもとで設定された2つの第三者ファンド(そのほぼ全ての資産はバーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズLLC(以下「BMIS」という。)に委託されている。)、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは現在深刻な損失を被っており、ルクセンブルクのファンドは清算されている。マドフのスキームが明らかになる前の、この2つのルクセンブルクのファンドの最終報告の純資産額は、総額で約17億米ドルであった。ただし、この数値にはBMISが報告した架空の利益が含まれている可能性が高い。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、及びUBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。2009年2月から5月まで、UBS(ルクセンブルク)SAは、保管受託銀行としての責任に関するCSSFの非難に対応し、ルクセンブルクの保管受託銀行に適用される専門的基準に従ってインフラストラクチャー及び内部組織を整備していることについてCSSFの納得が得られるよう説明した。
- 2009年12月17日、当該ルクセンブルクの2つのファンドのうち規模の大きい方を代表して当該ファンドの清算人が、UBSの企業、アクセス・マネジメント・ルクセンブルクSA、アーンスト・アンド・ヤング、CSSF及び個人数名(UBSの現・旧従業員を含む。)を含む15名の被告に対して、約890百万ユーロを求める訴訟を提起した。2010年3月22日には、2つのファンドのうち規模の小さい方を代表して当該ファンドの清算人が、UBSの企業、アーンスト・アンド・ヤング、CSSF及び個人数名(UBSの現・旧従業員を含む。)を含む11名の被告に対して、約305百万ユーロを求める訴訟を提起した。受益者と称する多くの者が、マドフのスキームに関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業(及びUBS以外の企業)を相手に訴訟を提起した。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクにおいて係属中である。2010年3月4日、ルクセンブルク裁判所は、テスト・ケースのサンプルに基づき、受益者と称する者によるUBS及び他の企業に対する請求は許容できず、適切な原告は清算人を代理人とするファンド自体であるとの判決を下した。裁判所の判決に対して、上訴が申し立てられた。当該上訴の審理の日程は未定である。さらに、ドイツのUBSの一部の顧客は、第三者ファンド及びドイツのUBSの企業が管理するファンドを通じてマドフが運用したポジションの影響を受けている。
- h) ミラノ市との取引：2009年1月、ミラノ市は、2005年の債券発行及び2005年から2007年にかけてミラノ市との間で行われた関連デリバティブ取引に関して、UBS リミテッド、UBSイタリア・エス・アイ・エム・エスピーエイ及びその他の国際的な銀行3行を相手に、民事訴訟を提起した。この主張は、関連するデリバティブ

ブについて同市が好ましくないと主張する条件で被った損害額を回収することを目的としている。もしくは、同市は当該銀行に生じたと主張される約88百万ユーロの隠匿された利益（内、UBSリミテッドは約16百万ユーロを受領したとされている。）を、最低150百万ユーロの損害賠償と併せて要求している。当該主張は、当該全ての銀行に対して連帯責任を求めている。UBSはこの主張に積極的に抗弁を行っている。さらに、2010年3月17日、刑事訴訟手続における事実審理前の段階を担当した判事は、銀行4行が主導した2005年のミラノ市の債券の発行並びに関連する特定のデリバティブ取引の実施及びその後の再編に関連する「加重詐欺」の主張について、UBSの現従業員2名及び旧従業員1名並びに他の国際的な銀行3行の従業員及び同市の旧役員及び同市の旧アドバイザーを対象に事実審理を行うという判断を伝えた。さらに、UBSリミテッド及び他の国際的な銀行は、主張された従業員の不正行為を回避する事業組織モデルの整備を怠ったことによる行政上の告発（以下「法律第231号による告発」という。）にも直面している。この主な主張は、従業員の行動を通じて、これらの銀行が、ミラノ市とのデリバティブ契約の締結による隠匿された利益及び/又は違法な利益を不正に取得していたというものである。さらに同市は先日、法律第231号による告発に関連して、UBSの個人及びUBSリミテッド自体を被告とする刑事訴訟手続により損害賠償請求を申立てた。

- i) Kommunale Wasserwerke Leipzig GmbH（以下「KWL」という。）：2006年及び2007年に、KWLは、UBS AGを含むスワップ契約相手先と一連の管理されたクレジット・デフォルト・スワップ取引を締結した。KWLとUBSの間のCDS契約に基づき、約100百万英ポンドがKWLからの支払期日を迎えたが支払われておらず、さらに合計見積額約50百万英ポンドの支払期日が間もなく到来する。2010年1月に、UBSは、KWLとUBSとの間のスワップ取引は有効であり、KWLに対して拘束力がありかつ法的強制力を持つことを立証するため、英国裁判所からの様々な宣言を求めて、英国高等裁判所においてKWLに対する訴訟手続を取った。2010年3月に、当該訴訟に関連する送達が行われた。KWLは、英国裁判所の管轄権に異議を唱える申請を行った。

2010年3月、KWLにはスワップ取引を締結する能力及び必要な内部承認がなく、銀行もその事実を知っていたというKWLの主張に基づき、KWLは当該取引が無効であり拘束力がないと主張して、ドイツのライプチヒにおいて、UBS及び当該契約に関与する他の銀行に対する訴訟手続を取った。UBSは、当該請求に異議を唱えており、ライプチヒ裁判所の管轄権にも異議を唱える意向である。

KWLとCDS取引を締結した他の2行は、UBSとバック・トゥ・バックのCDS取引を締結した。2010年4月に、UBS AG及びUBSリミテッドは、これらの取引に基づく当事者の義務に関する宣言を求めて、スワップ契約相手先である銀行に対して、英国高等裁判所における別個の訴訟手続を取った。当該取引に基づいて未決済であるとUBSが主張する金額の合計額は、UBS/KWLのCDS取引に基づいて支払期日が到来しているか又は将来支払期日が到来する上述の合計額とほぼ同等である。

## 注記16 契約債務

以下の表は契約債務の最大約定金額を表している。

	2010年6月30日			2010年3月31日			2009年12月31日		
	総額	サブ・パーティ シペーション	純額	総額	サブ・パーティ シペーション	純額	総額	サブ・パーティ シペーション	純額
(単位：百万スイス・フラン)									
信用保証及び類似商品	10,049	(405)	9,644	10,616	(399)	10,217	11,180	(222)	10,958
契約履行保証及び類似商品	3,410	(554)	2,856	3,423	(569)	2,854	3,484	(582)	2,902
信用状	4,132	(332)	3,800	2,780	(303)	2,477	2,406	(288)	2,117
契約債務合計	17,591	(1,292)	16,300	16,819	(1,271)	15,548	17,070	(1,092)	15,977
未実行の取消不能信用枠	61,339	(1,430)	59,909	60,199	(1,872)	58,327	59,328	(1,793)	57,534

## 注記17 組織変更

再編

2010年度第2四半期に、UBSでは、再編費用119百万スイス・フランが発生した。ウェルス・マネジメント・アメリカズは、一般管理費に不動産関連費用90百万スイス・フラン及び有形固定資産減価償却費に減損損失37百万スイス・フランを認識した。さらに、同事業部門では、人事関連の再編費用が、2010年度第1四半期の21百万スイス・フランに対して19百万スイス・フラン発生した。インベストメント・バンクは、人事関連の再編費用引当金を25百万スイス・フラン取り崩した。

注記18 為替換算レート

以下の表は国外企業の財務情報をスイス・フランに換算する際に使用した主な為替レートを示したものである。

	直物レート			平均レート			平均レート	
	2010年 6月30日 現在	2010年 3月31日 現在	2009年 6月30日 現在	2010年 6月30日 終了四半期	2010年 3月31日 終了四半期	2009年 6月30日 終了四半期	2010年 6月30日 当期累計	2009年 6月30日 当期累計
1米ドル	1.08	1.05	1.09	1.10	1.06	1.10	1.08	1.13
1ユーロ	1.32	1.42	1.52	1.40	1.45	1.52	1.42	1.51
1英ポンド	1.61	1.60	1.79	1.65	1.64	1.74	1.64	1.69
100円	1.22	1.13	1.13	1.20	1.16	1.13	1.17	1.16

## 2【その他】

### (1) 後発事象

UBSの2010年度第2四半期報告書の参照日（2010年6月30日）より後に重要な事象は発生しなかった。

### (2) 訴訟

当2010年度半期報告書の「第6-1 中間財務書類」における財務書類に対する注記の「注記15 訴訟」を参照。

## 3【日本とIFRSの会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のユービーエス・エイ・ジー（以下「UBS」という。）の中間財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。従って、日本で一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された中間財務書類とは相違する部分がある。

主な相違点の要約は下記のとおりである。

### (1) 会計方針の統一

IFRSでは、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引・その他の事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、グループが適用する会計原則に一致させるよう適切な修正が行われる。これは、連結財務書類に適用されている会計方針とは異なる会計方針を使用している関連会社及び共同支配の企業についても同様である。

日本では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、2006年5月17日に公表された実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号の当面の取扱い」という。）によれば、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目の修正（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。この実務対応報告第18号の当面の取扱いは、2008年4月1日以降開始する事業年度から適用されている。

また、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社及び持分法を適用する関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は統一すべきかが明示されていなかったため、原則として統一することが望ましいと解されてきた。2008年3月10日に、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」及び実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」が公表され、企業会計基準第16号によれば、投資会社及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することと規定された。ただし、実務対応報告第24号により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。企業会計基準第16号及び実務対応報告第24号は、2010年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。

### (2) 連結の範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社に対する連結法、並びに共同支配企業及び重要な影響力を有する会社（関連会社投資）に対する持分法が適用される。支配とは、ある企業の活動から便益を得るために、当該企業の財務方針及び営業方針を左右する力であり、重要な影響力とは、投資先の財務方針及び営業方針を支配も共同支配もしていないが、それらの方針の決定に関与する力をいう。

また、特別目的事業体（以下「SPE」という。）については、解釈指針委員会（以下「SIC」という。）解釈指針第12号「連結 特別目的事業体」により、企業とSPEとの実質的な関係が、企業によりSPEが支配されていることを示している場合には、その企業はSPEを連結しなければならない。この解釈指針に準拠してUBSはそのような事業体を連結している。

日本では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社の財務諸表は連結される。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発

行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定され、連結の対象となっていない。ただし、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、前述で連結対象とならない特別目的会社について、出資者等は、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が求められる。

### (3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合は取得法で会計処理することが要求されている。また、企業結合に直接関連する費用は発生した期に費用計上される。

日本では、IFRSとのコンバージェンスの観点から、2008年12月26日に公表された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、2010年4月1日以後実施される企業結合からはパーチェス法のみが認められる。それ以前に実施された企業結合については、原則としてパーチェス法により会計処理され、一定の厳格な条件の下で持分の結合と識別される限られた場合のみ、持分プーリング法による会計処理が認められていた。企業結合に直接要した支出額のうち、取得の対価性が認められる外部のアドバイザー等に支払った特定の報酬・手数料等は取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。

### (4) 少数株主持分（非支配持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」により、少数株主持分については、公正価値又は被取得企業の識別可能純資産の取得日時点の公正価値に、少数株主持分割合を乗じて算出される（全面時価評価）。

IAS第27号「連結及び個別財務書類」に基づき、少数株主持分は連結貸借対照表上、資本に親会社持分とは別に表示される。連結損益計算書上で表示される「純利益」には「少数株主に帰属する純利益」及び「親会社株主に帰属する純利益」が含まれる。「純利益」の後に「少数株主に帰属する純利益」及び「親会社株主に帰属する純利益」が区分して開示される。

子会社に対する親会社の所有持分の変動で支配の喪失にならないものは、2009年7月1日以降開始する事業年度より資本取引として会計処理される。

日本では、IFRSとのコンバージェンスの観点から、2008年12月26日に公表された企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、2010年4月1日以後実施される企業結合から、少数株主持分は、連結貸借対照表の作成にあたっては、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。それ以前に実施された企業結合については、全面時価評価法によるほか、子会社の個別貸借対照表上の簿価純資産に少数株主持分割合を乗じて算出する方法も認められていた（部分時価評価法）。

企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」に基づき、少数株主持分は純資産の部に計上される。連結損益計算書上では、少数株主損益は純利益前の個別項目として表示され、純利益には親会社の株主に帰属する純利益のみが含まれる。なお、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の適用により、2010年4月1日以降開始する連結会計年度の期首より、少数株主損益調整前当期純利益に少数株主損益を加減して、当期純利益が表示される。

支配を喪失しない子会社の親会社持分の変動は損益取引又はのれんとして会計処理される。

### (5) のれん

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合の際に取得したのれんは、企業結合の取得対価及び少数株主持分の金額並びに段階取得の場合には従前保有していた被取得株式の取得日における公正価値の合計金額が取得日に認識された識別可能資産、負債及び偶発負債の正味の公正価値の超過部分とされる。のれんは、償却されず、少なくとも年1回、減損テストが実施される。

日本では、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」適用（2010年4月1日以後実施される企業結合から適用）後も、すべてののれんは20年以内のその効果が及び期間にわたり定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。

### (6) ヘッジ会計

IFRSでは、デリバティブ金融商品は、会計基準により定められたヘッジ会計に指定されかつその要件を満たす場合には、ヘッジ会計が適用され、ヘッジ対象のリスクに応じて、「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」又は「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」として指定され、それぞれに応じて会計処理されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブに係る利得又は損失のうち非有効部分は、純損益に認識しなければならない。

日本では、デリバティブ取引について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法。）を適用し、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」（ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法。）を適用できる。繰延ヘッジ会計の場合、ヘッジ全体が有効とされたときは、ヘッジ手段に生じた損益のうち非有効となった部分についても、繰延処理することができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせずに当期の損益に計上する方法を採用することができる。

資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び金銭債権債務等を換算し、直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

複数の資産又は負債から構成されているヘッジ対象をヘッジしている場合には、ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、損益が認識された個々の資産又は負債に合理的な方法により配分する。

#### (7) 公正価値評価

IAS第39号では、トレーディング目的の金融資産及び負債（デリバティブを含む）は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。さらに、企業は、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、又は金融負債を「純損益を通じて公正価値で測定する」項目として分類し、公正価値で測定して差額を損益計算書で認識することができる（公正価値オプション）。売却可能資産の公正価値の変動は、減損損失及び貨幣性資産に係る為替差損益を除き、当該金融資産の認識が中止されるまでその他の包括利益に認識される。資産の認識が中止される際、それまでに資本に認識された累積損益は純損益に認識される。

評価モデルへの入力データが市場で観察できない取引を締結する場合、その取引にかかる金融商品の当初の認識は、一般に公正価値の最善の指標となる取引価格で行う。これは、評価モデルから得られる値と異なる場合がある。このような公正価値の当初の相違を収益に認識するタイミング（取引の初期損益の繰延）は、各取引それぞれの事実関係及び状況によって異なるが、遅くとも市場データが観察可能となるまでに認識される。

日本では、トレーディング目的の金融資産及び負債（デリバティブを含む）が公正価値で測定され、公正価値の変動を損益計算書で認識している。上記の公正価値オプションを金融商品に適用することは日本の会計原則では認められていない。また、IFRSのような取引の初期損益を規定する基準はない。

#### (8) リース取引

IFRSでは、資産の所有権に係るすべてのリスク及び経済価値が借手に実質的に移転するリースは、借手の財務書類にファイナンス・リースとして分類され、資産及び負債が貸借対照表に認識される。

日本では、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるファイナンス・リースについては借手の財務諸表に資産計上され、対応するリース債務が負債計上される。2007年3月30日に企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の公表により従前のリース会計基準が改正され、2008年4月1日以降開始する事業年度から適用されている。この改正後基準の下では、所有権が借手に移転しないファイナンス・リースについても、通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件及びこれに係る債務をリース資産及びリース債務として財務諸表に計上することとなった。それ以前は、ファイナンス・リースのうち所有権が借手に移転しないものは、借手の財務諸表に資産計上されたと仮定した場合の一定の注記開示を行うことを条件として、賃貸借取引に準じた会計処理が認められていた。

#### (9) 金融保証

IFRSでは、金融保証契約については、当初は公正価値で計上し、その後は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に従って決定される金額と、当初認識額から、適切な場合にはIAS第18号に従って認識した償却累計額を差し引いた後の金額とのいずれか高い方の金額で計上することを要求している。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

#### (10) 現物商品（コモディティ）

IFRSでは、コモディティ価格を基礎数値とするデリバティブはトレーディング目的保有の区分であり、トレーディング収益を通じて公正価値で測定される。ブローカー・トレーダー業務によりUBSが保有する現物商品は、公正価値から売却費用を差し引いた額でトレーディング・ポートフォリオに認識される。

日本では、デリバティブ取引の対象となる現物商品（コモディティ）は、トレーディング・ポートフォリオに分類され時価評価され、現物として保有する現物商品は低価法で評価されていた。その後、企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」の公表により、トレーディング目的で保有する現物商品は、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理されることとなった。同基準は2008年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。

#### (11) 投資不動産

IFRSでは、IAS第40号「投資不動産」により、投資不動産の当初認識後の測定方法として、企業は以下のいずれかを選択できる。

- a) 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- b) 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産をIAS第16号の規定に準拠して、すなわち取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額控除後の金額で測定することが要求される。原価モデルを選択した企業は、投資不動産の公正価値情報を開示しなければならない。

UBSは、投資不動産を公正価値モデルで評価している。

日本では、投資不動産について、その他の有形固定資産と同様に、取得原価基準による会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行う。ただし、2008年11月28日に企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」が公表され、賃貸等不動産を保有している企業は、以下の事項を注記することが求められる。

- (a) 賃貸等不動産の概要
- (b) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- (c) 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- (d) 賃貸等不動産に関する損益

同基準は2010年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されている。

#### (12) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式報酬」に基づき、一定の自己株式又はその価格を基礎とする取引については、付与日における株式又は株式オプションの公正価値と等しい費用を権利確定期間にわたって認識することが企業に要求される。持株制度、株式オプション制度及び株式決済型の株式増価受益権の形式での従業員への持株参加制度について、UBSは、付与日に算定される株式、オプション及び受益権の公正価値を、従業員が当該報奨を得るために勤務する必要のある期間にわたり報酬費用として認識する。

現金決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、権利確定期間内の各報告日に再測定される。株式決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、その後は変更されない。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプションについては、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は純資産の部に新株予約権として計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

#### (13) 退職後給付

IFRSで認められた方法に従い、確定給付型年金制度について、年金資産の公正価値と年金債務の現在価値の差額は貸借対照表の資産又は負債として認識される。数理計算上の差異の認識について、UBSは前期末現在における未認識数理計算上の損益純額が、a)前期末現在の確定給付債務の現在価値の10%とb)前期末現在の年金資産の公正価値の10%のいずれか大きい方の金額として定義されるコリドーを超過する場合、当該超過額を制度加入従業員の予想平均残存勤務期間にわたり損益計算書で認識している(コリドー・アプローチと称する)。

退職給付債務の割引率は、貸借対照表日の優良社債の市場利回りを参照して決定される。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。日本では、数理計算上の差異の認識に関して、前述のようなコリドー・アプローチは採用されていない。

退職給付債務等の割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定される。安全性の高い長期の債券の利回りとは長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。なお、2008年7月31日に公表された企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」に基づき、2009年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から、割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、期末における長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りとされる。それ以前は、割引率は、一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができた。

#### (14) 非流動資産の減損

##### 非金融資産の減損

IFRSでは、非金融資産は、その帳簿価額を回収できない兆候を示す事象又は状況の変化がある時はいつでも、減損について検討される。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額(売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方の額)を超過する額として認識される。減損が発生した、のれん以外の非金融資産は、各報告日に減損損失の戻入りの可否について検討される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入りは認められない。

##### 金融資産の減損

IFRSでは、金融資産(貸出金及び債権、売却可能投資)が減損しているという客観的証拠(例えば、発行体の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行又は遅滞)の有無について各報告日に評価される。

貸出金及び債権：損失の額は、資産の帳簿価額とその見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。

売却可能投資：売却可能資本性投資の場合、有価証券の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期的にわたる下落が減損の客観的証拠である。売却可能投資に関する客観的証拠が存在する場合、累積未実現損失は資本から除去され、損益として当期の損益計算書に認識される。売却可能資本性投資の減損損失の戻入りは認められず、その他のすべての金融商品の減損損失の戻入りは、損益計算書に認識される。

日本では、公正価値が入手可能な金融資産(売買目的有価証券を除く。)について、償却原価で計上される金融資産(貸出金及び債権を除く。)の公正価値が帳簿価額(償却原価)を下回って著しく下落した場合、当該資産の帳簿価額は公正価値まで減額される。

減損損失は当期の損失とし、減損損失の戻入りは認められない。

同様に、売却可能有価証券(その他有価証券)について、公正価値が取得原価を下回って著しく下落した場合、純資産に認識された累積未実現損失は、純資産から除去され、当期の損失として認識される。

#### (15) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、企業が金融資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転した場合、当該譲渡金融資産の認識を通常中止する。

日本では、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

#### (16) 非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された資産又は処分グループは、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上区分して表示する。IFRSでは、損益計算書上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に従って会計処理されることになる。

#### (17) 遡及修正（会計方針の変更及び誤謬の訂正）

IFRSでは、会計方針の変更及び過年度の誤謬は、遡及的な修正再表示により訂正され、比較期間についての期首現在の貸借対照表の表示が追加的に求められる。

日本では、過年度の財務諸表の遡及修正に関する会計基準はない。会計方針の変更や誤謬の訂正による影響額は、それが生じた期間に反映しなければならない。なお、2009年12月4日に企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が公表され、会計方針の変更や誤謬の訂正による影響額は、原則として遡及的に反映することとなった。この新基準は、2011年4月1日以降開始する事業年度の期首以降に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から適用される。

#### (18) セグメント情報

IAS第14号「セグメント報告」に置き換わるIFRS第8号「事業セグメント」が、2009年1月1日から適用されている。新しい基準の要件のもとで、現在、UBSの外部向けセグメント報告は、経営資源の配分方法を決定し、報告セグメントの業績を評価するグループ執行役員会（又は「最高経営意思決定者」）への内部報告に基づいている。

日本では、セグメント情報の作成に用いる会計処理方法は外部報告用の会計方針と同一であり、事業の種類別（すなわち、同種の製品・サービスのグループ別）セグメント情報、国又は地域別のセグメント情報、及び海外売上高が開示される。2008年3月21日付けで、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」が公表された。この基準は、IFRS第8号と同様のマネジメント・アプローチを導入したものであり、2010年4月1日以後開始する事業年度から適用される。

#### (19) 包括利益計算書

2009年1月1日付で適用されたIAS第1号の改訂に従い、所有者との取引による資本の変動は全て「所有者持分変動計算書」において表示され、為替換算、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び売却可能金融商品等の所有者以外の取引による資本の変動については「包括利益計算書」で表示される。

日本では、包括利益計算書に関する会計基準はなく、純資産の部に直接計上される項目は株主資本等変動計算書において表示される。

2010年6月に企業会計基準委員会は、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」を公表した。この基準は2011年3月31日以後終了する事業年度の連結財務諸表より適用される。

#### (20) 金融資産の分類変更

国際会計基準審議会は、2008年10月13日に、国際会計基準第39号（IAS第39号「金融商品：認識及び測定」）及びIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂を公表した。この改訂基準のもとでは、一定の条件の充足を条件に適格となる金融資産は、企業が当面又は満期まで当該資産を保有する意思及び能力を有する場合に「トレーディング目的保有」及び「売却可能」の区分から分類変更することができる。これらの改訂基準は、2008年7月1日より適用されている。UBSは、2008年10月1日より当該改訂基準を適用し、適格な資産を「トレーディング目的保有」の分類から「貸出金及び債権」の区分に分類変更した。

日本では、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、（2008年12月より前は）限られた状況（企業の経営者がトレーディング業務の廃止を決定した場合に、当該企業は売買目的として分類した有価証券をすべて、売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められていた。

ただし、2008年12月5日に実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」が公表され、一定の条件を充足する場合に限り、上記の保有目的の変更が認められた。なお、この実務対応報告第26号の当面の取扱いは、公表日から2010年3月31日までの間、適用されるが、条件を満たす場合には2008年10月1日から適用することが認められていたが、その適用期間満了により2010年3月31日をもって廃止された。

## 第7 【外国為替相場の推移】

スイス・フランと円との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

## 第8 【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく)	2010年1月26日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく)	2010年1月26日
訂正発行登録書	2010年1月26日
訂正発行登録書	2010年1月26日
発行登録書	2010年4月23日
発行登録書	2010年4月23日
訂正発行登録書	2010年4月26日
訂正発行登録書	2010年4月26日
有価証券届出書	2010年4月30日
有価証券報告書(2008年度)の訂正報告書	2010年5月19日
訂正発行登録書	2010年5月19日
訂正発行登録書	2010年5月19日
有価証券届出書の訂正届出書	2010年5月19日
有価証券届出書の訂正届出書	2010年5月21日
有価証券報告書(2009年度)	2010年5月31日
訂正発行登録書	2010年5月31日
訂正発行登録書	2010年5月31日
有価証券届出書	2010年6月1日
有価証券届出書の訂正届出書	2010年6月18日
有価証券届出書	2010年8月2日
発行登録追補書類	2010年8月9日
有価証券届出書の訂正届出書	2010年8月18日
有価証券届出書の訂正届出書	2010年8月20日
有価証券報告書(2009年度)の訂正報告書	2010年8月27日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

### 第2 【保証会社以外の会社の情報】

#### 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1 . 2010年9月27日満期 早期償還条項付 ETF (日経225連動型上場投資信託) 償還条項付 (下方修正条項付) 円建社債

(1) 償還対象ETFの発行会社の名称及び住所

野村アセットマネジメント株式会社 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 償還対象ETFの開示を必要とする理由

計算代理人が、株価参照期間中に日経平均株価が一度でもロックイン価格と等しい価格又はそれを下回る価格となったと決定した場合、本社債は償還対象ETFである日経225連動型上場投資信託の交付及び売買単位未満償還現金額の支払により償還されるため、また、いずれかの早期償還判定日における日経平均株価終値が早期償還判定価格と等しいかそれを超える場合、当該早期償還判定日に対応する早期償還日において本社債が早期償還されるため、日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報の開示を必要とする。

(3) 償還対象ETFについての詳細

種 類： 証券投資信託の受益証券

受 益 権 口 数： 51,347,147口 (2010年8月20日現在)

上場証券取引所： 株式会社大阪証券取引所

2 . 2010年10月22日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付円建 デジタル・クーポン社債 (伊藤忠商事)

(1) 当該会社の名称及び住所

伊藤忠商事株式会社 大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還及び買入れ (2) 満期における償還」記載の条件に従い、最終評価日の評価価格が行使価格を下回り、観察期間中にロックイン事由が発生した場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び (もしあれば) 残余現金額の交付をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っており、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数 (株) (平成22年8月16日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,584,889,504株	大阪 (市場第一部)、東京 (市場第一部)、名古屋 (市場第一部)、福岡、札幌各証券取引所	単元株式数 100株

(注) 平成22年2月15日の取締役会決議により、平成22年4月1日から1単元の株式数を1,000株から100株に変更している。

3 . 2013年7月25日満期 複数銘柄参照型 転換条項付 (ロックイン観測短縮型・早期償還ステップダウン条項付) 円建社債 (株式会社東芝 株式会社みずほフィナンシャルグループ 日経225連動型上場投資信託)

#### A. 株式会社東芝

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社 東芝 東京都港区芝浦一丁目1番1号

(2) 理由

当該会社の株式を含む対象銘柄の終値の水準により、利率、早期償還及び償還方法が決定されるため、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成22年8月10日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,237,602,026株	東京、大阪、名古屋、ロンドンの各証券取引所 (東京、大阪、名古屋は市場第一部)	単元株式数 1,000株

(注) 「発行済株式数(株)」欄には、2010年8月1日から2010年8月10日までの転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

**B. 株式会社みずほフィナンシャルグループ**

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社みずほフィナンシャルグループ 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号

(2) 理由

当該会社の株式を含む対象銘柄の終値の水準により、利率、早期償還及び償還方法が決定されるため、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数(株) (平成22年8月13日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	21,518,250,420株	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部) ニューヨーク証券取引所 (注)1.	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式 単元株式数100株 (注)2.3.

(注) 1. 米国預託証券(ADR)をニューヨーク証券取引所に上場している。

2. 普通株式の発行済株式数(株)には、平成22年8月1日から平成22年8月13日までの第十一回第十一種優先株式の取得請求と引換えに交付された株式数は含まれていない。

3. 上記の株式については、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはない。

**C. 日経225連動型上場投資信託**

(1) 対象ETFの発行会社の名称及び住所

野村アセットマネジメント株式会社 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 対象ETFの開示を必要とする理由

対象ETFを含む対象銘柄の終値の水準により、利率、早期償還及び償還方法が決定されるため、日経225連動型上場投資信託に関する以下の情報の開示を必要とする。

(3) 対象ETFについての詳細

種類：証券投資信託の受益証券

受益権口数：51,347,147口(2010年8月20日現在)

上場証券取引所：株式会社大阪証券取引所

4. UBS銀行2010年11月29日満期 他社株転換条項付 円建社債(マツダ株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

マツダ株式会社 広島県安芸郡府中町新地3番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出事債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (a) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン事由が発生した場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額（もしあれば）の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成22年8月6日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,780,377,399株	東京証券取引所（市場第一部）	単元株式数は1,000株である。

5. UBS銀行2010年12月24日満期 他社株転換条項付 円建社債（ソニー株式会社）

(1) 当該会社の名称及び住所

ソニー株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出事債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (a) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン事由が発生した場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額（もしあれば）の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成22年8月11日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,004,583,564株	東京・大阪・ニューヨーク・ロンドン 各証券取引所	単元株式数は100株である。

(注) 1 東京証券取引所及び大阪証券取引所については市場第一部に上場されている。

2 「発行済株式数（株）」には、2010年8月に新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換を含む。）により発行された株式数は含まれていない。

6. UBS銀行2011年8月26日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（株式会社小松製作所）

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社小松製作所 東京都港区赤坂二丁目3番6号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出事債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン事由が発生した場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額（もしあれば）の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成22年8月11日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容

普通株式	998,744,060株	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式 単元株式数100株
------	--------------	----------------------------------	------------------------------------------

## 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

### 1. 2010年9月27日満期 早期償還条項付 ETF (日経225連動型上場投資信託) 償還条項付 (下方修正条項付) 円建社債

#### (1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
半期報告書  
計算期間(第9期中)(自平成21年7月9日至平成22年1月8日)  
平成22年3月31日関東財務局長に提出

- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

#### (2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

### 2. 2010年10月22日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付円建 デジタル・クーポン社債 (伊藤忠商事)

#### (1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
事業年度 第87期 第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)  
平成22年8月16日関東財務局長に提出

- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

#### (2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
伊藤忠商事株式会社 本店	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社 東京本社	東京都港区北青山2丁目5番1号
伊藤忠商事株式会社 名古屋支社	名古屋市中区錦1丁目5番11号
伊藤忠商事株式会社 九州支社	福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号
伊藤忠商事株式会社 中国支社	広島市中区中町7番32号
伊藤忠商事株式会社 北海道支社	札幌市中央区北三条西4丁目1番地
伊藤忠商事株式会社 東北支社	仙台市青葉区中央1丁目2番3号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜1丁目8番16号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄3丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神2丁目14番2号

証券会員制法人札幌証券取引所

札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1

3. 2013年7月25日満期 複数銘柄参照型 転換条項付（ノックイン観測短縮型・早期償還ステップダウン条項付）円建社債（株式会社東芝 株式会社みずほフィナンシャルグループ 日経225連動型上場投資信託）

#### A. 株式会社東芝

- (1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
事業年度 第172期 第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）  
平成22年8月10日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書  
該当事項なし
- ハ．訂正報告書  
該当事項なし

- (2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社東芝 本店	東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

#### B. 株式会社みずほフィナンシャルグループ

- (1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
事業年度 第9期 第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）  
平成22年8月13日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書  
該当事項なし
- ハ．訂正報告書  
該当事項なし

- (2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社みずほフィナンシャルグループ 本店	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

#### C. 日経225連動型上場投資信託

- (1) 当該会社が提出した書類

- イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
半期報告書  
計算期間（第9期中）（自 平成21年7月9日 至 平成22年1月8日）  
平成22年3月31日関東財務局長に提出
- ロ．臨時報告書  
該当事項なし
- ハ．訂正報告書  
該当事項なし

- (2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

4. UBS銀行2010年11月29日満期 他社株転換条項付 円建社債（マツダ株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
事業年度 第145期 第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）  
平成22年8月6日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
マツダ株式会社 本店	広島県安芸郡府中町新地3番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

5. UBS銀行2010年12月24日満期 他社株転換条項付 円建社債（ソニー株式会社）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
事業年度 2010年度 第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）  
平成22年8月11日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ソニー株式会社 本店	東京都港区港南1丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜1丁目8番16号

6. UBS銀行2011年8月26日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（株式会社小松製作所）

(1) 当該会社が提出した書類

- イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書  
四半期報告書  
事業年度 第142期 第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）  
平成22年8月11日関東財務局長に提出
- ロ. 臨時報告書  
該当事項なし
- ハ. 訂正報告書  
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社小松製作所 本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

### 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

## 第3 【指数等の情報】

### 1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

#### (1) 理 由

##### 1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

2010年9月27日満期 早期償還条項付 ETF（日経225連動型上場投資信託）償還条項付（下方修正条項付）円建社債

2013年4月18日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

2013年6月24日満期円建東証REIT指数連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

2013年7月24日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

2014年1月30日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

2014年6月19日満期 NZドル建早期償還条項付ノックイン型 日経平均連動デジタル・クーポン社債（満期償還額日経平均連動型）

2014年6月25日満期 米ドル建 日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

2014年7月22日満期 米ドル建 早期償還条項付ノックイン型 日経平均連動デジタル・クーポン社債（満期償還額日経平均連動型）

2013年8月27日満期円建日経平均株価連動デジタル・クーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

2. 上記各社債の満期償還額は、株価指数に連動し、かつ早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取ることになる。早期償還されない場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額（額面金額×（株価指数終値÷基準株価指数））の合計相当額を受け取ることになる。従って、日経225指数及び東証REIT指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

#### (2) 内 容

株価指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、すべて東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

東証REIT指数は、取引所に上場する不動産投資法人の不動産投資信託の時価総額の推移を示すために、株式会社東京証券取引所が算出する指数であり、取引所に上場する不動産投資信託全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数である。その計算方法は、算出対象銘柄ごとに「時価総額（指数用投資口数（取引所に上場する不動産投資信託全銘柄数に1.00を乗じたもの）に価格を乗じる）」を算出し、

これを算出対象全銘柄で合計した「算出時の時価総額」を、「基準時の時価総額」で除した値に「基準値」を乗じる。よって、東証REIT指数の値は、円銭表示ではなく、指数化したポイント表示であり、表示単位は小数点以下第2位までとなっている。東証REIT指数の基準時は2003年3月31日であり、基準値は1,000である。東証REIT指数は、取引所が算出し、相場報道システムを通じて15秒単位で全国の証券会社、報道機関等へ配信されている。

なお、東証REIT指数の算出対象銘柄の増減や増資など、市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、指数の連続性を維持するため、基準時の時価総額が修正される。新規上場、上場廃止又は整理銘柄への指定がこの場合に該当する。

## 2【当該指数等の推移】

次表は過去5年間及び当半期中の日経225指数及び東証REIT指数の最高・最低値を示したものである。

### 日経225指数

(単位：円)

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
	最高	16,445.56	17,563.37	18,300.39	15,156.66	10,767.00
最低	10,770.58	14,045.53	14,669.85	6,994.90	7,021.28	

当半期中の月別 最高・最低値		2010年1月	2010年2月	2010年3月	2010年4月	2010年5月	2010年6月
	最高	10,982.10	10,449.75	11,147.62	11,408.17	10,847.90	10,251.90
最低	10,198.04	9,867.39	10,116.86	10,865.92	9,395.29	9,347.07	

2010年8月20日現在、日経225指数の終値は、9,179.38円であった。

### 東証REIT指数

過去5年間の年度別 最高・最低値	年度	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
	最高	1,686.10	1,990.43	2,612.98	1,815.65	1,025.60
最低	1,447.58	1,535.61	1,774.18	704.46	720.96	

当半期中の月別 最高・最低値		2010年1月	2010年2月	2010年3月	2010年4月	2010年5月	2010年6月
	最高	932.79	919.34	948.90	999.13	889.56	875.18
最低	895.15	873.28	897.97	944.49	981.67	925.50	

2010年8月20日現在、東証REIT指数の終値は、900.76であった。